会議録・令和元年9月11日第3回定例会(第2日目)

- **1**. **招集の年月日** 令和元年8月27日
- 2. 招集の場所 明和町議会議場
- **3. 開 会** 9月11日 午前9時00分 議長宣告
- 4. 応招議員 14名

1番 髙 橋 浩 司 2番 伊豆千夜子 3番 山 内 理 5番 阪 井 勇 男 6番 奥山幸洋 8番 松本 忍 9番 綿 民 和 子 10番 桶口文隆 乾 下 井 清 史 健 郎 11番 12番 13番 江 京子 14番 中 井 啓 悟 15番 北 岡 泰

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

13名

7. 欠席議員

7番 田 邊 ひとみ

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田中 一夫

議会書記 肥留間晴美 松本 章 中瀬弘雅

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 世古口 哲哉 副 町 長 下村 由美子教 育 長 下村 良次 総 務 課 長 浅尾 恵次防災企画課長 奥田 昌宏 税 務 課 長 山口 隆弘 人権生活環境課長 松井 友吾 福祉ほけん課長 吉川 伸幸 会計管理 (兼) 会計課長 世古口和也 健康あゆみ課 西岡 郁玲

農水商工課長 菅野 亮 まち整備課長 西尾 直伸

上下水道課長 堀 真 斎宮跡・文化観光課長 中野 敦夫

教育総務課長 西尾 仁志 こども課長 西村 正樹

農業委員会事務局長 大西孝明 監査委員 西口 和之

10. 会議録署名議員

3番 山 内 理 5番 阪 井 勇 男

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

日程第3 発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充

を求める意見書

日程第4 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わ

る制度の拡充を求める意見書

日程第5 発議第5号 学校施設の防災対策充実を求める意見書

日程第6 発議第6号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用

を求める意見書

日程第7 発議第7号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める

意見書

日程第8 発議第8号 水産業の体質強化・振興対策を求める意見書

日程第9 同意第20号 教育委員会委員の任命同意について

日程第10 議案第39号 松阪市と明和町の定住自立圏形成協定の変更につ

いて

日程第11 議案第40号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を

改正する条例

日程第12 議案第41号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第42号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例

- 日程第14 議案第43号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例
- 日程第15 議案第44号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第45号 明和町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第46号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第47号 明和町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第48号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す る条例
- 日程第20 議案第49号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条 例
- 日程第21 議案第50号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者 負担額を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第51号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第52号 明和町一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関 する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第53号 明和町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条 例
- 日程第25 議案第54号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第55号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例
- 日程第27 議案第56号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第57号 平成30年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金 の処分について

- 日程第29 議案第58号 平成30年度 教総-6 明和中学校新校舎建設工 事 請負契約の変更
- 日程第30 議案第59号 平成31年度 防-1 津波対策緊急整備事業 根 倉・行部津波避難タワー新築工事 請負契約の 変更
- 日程第31 議案第60号 令和元年度 管工-1 宮川流域関連公共下水道 事業 管路施設工事 25工区 請負契約の変更
- 日程第32 議案第61号 令和元年度 管工-2 宮川流域関連公共下水道 事業 管路施設工事 26工区 請負契約の変更
- 日程第33 議案第62号 令和元年度明和町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第34 議案第63号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予 算(第2号)
- 日程第35 議案第64号 令和元年度明和町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第36 議案第65号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)
- 日程第37 議案第66号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計補正予 算(第1号)
- 日程第38 議案第67号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算(第 2号)
- 日程第39 議案第68号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)
- 日程第40 議案第69号 令和元年度明和町水道事業会計補正予算(第1 号)
- 日程第41 認定第1号 平成30年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第42 認定第2号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳 出決算認定

- 日程第43 認定第3号 平成30年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定
- 日程第44 認定第4号 平成30年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定
- 日程第45 認定第5号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定
- 日程第46 認定第6号 平成30年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定
- 日程第47 認定第7号 平成30年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定
- 日程第48 認定第8号 平成30年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定
- 日程第49 認定第9号 平成30年度明和町水道事業決算認定
- 日程第50 議案第70号 令和元年度 国体-2 明和町総合グラウンド大 規模改修工事 請負契約
- 日程第51 議案第71号 令和元年度 教総-16 明和中学校新校舎備品購入 請負契約
- 日程第52 議案第72号 令和元年度 教総-17 明和中学校新校舎生徒用 机·椅子備品購入 請負契約

(午前 9時 00分)

◎開議の宣告

〇議長(北岡 泰) おはようございます。

定刻になりましたので、令和元年第3回定例会の第2日目を開催いたした いと思います。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、開会をいたします。

なお、田邊議員から所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長(北岡 泰) 日程第1 「会議録署名議員の指名」につきましては、 会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

3番 山内 理議員

5番 阪井勇男議員

の両名を指名いたします。

◎発議第2号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の充実 を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡泰) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで発議第2号 の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第2は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第3 発議第3号 教職員定数改善計画の策定・ 実施と教育予算拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで発議第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付をいたします。

◎発議第4号の上程~採決

○議長(北岡泰) 日程第4 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡泰) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで発議第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わ

ります。

これから、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付をいたします。

◎発議第5号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第5 発議第5号 学校施設の防災対策充実を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで発議第5号 の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第5号 学校施設の防災対策充実を求める意見書を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第5号は、原案のとおり可決されました。 さっそく関係機関に送付いたします。

◎発議第6号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第6 発議第6号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡泰) 質疑される方がないようですので、これで発議第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第6号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書を採決します。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付をいたします。

◎発議第7号の上程~採決

〇議長(北岡 泰) 日程第7 発議第7号 高齢者の安全運転支援と移動 手段の確保を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで発議第7号 の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第7号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を採決します。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付をいたします。

◎発議第8号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第8 発議第8号 水産業の体質強化・振興対策 を求める意見書を議題とします。 お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡泰) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで発議第8号 の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第8号 水産業の体質強化・振興対策を求める意見書を採決します。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付をいたします。

◎同意第20号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第9 同意第20号 教育委員会委員の任命同意に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(世古口 哲哉) おはようございます。

ただいま上程されました、同意第20号 教育委員会委員の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この度、作野郁子氏の教育委員会委員の任期が本年10月6日で満了となる ことに伴い、新たに荒木敬子氏を教育委員会委員に任命いたしたく、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、こ こに議会の同意をお願いするものでございます。

荒木氏につきましては、昭和56年に三重大学教育学部を卒業後、 小学校教諭として奉職され、明星小学校で退職されるまでの37年間にわたり、 学校現場に就かれてまいりました。

教員時代から人望があり、子どもたちや保護者からの信頼も厚く、教職員間においても、中心的な人物としてご活躍されてきました。第一線の立場を退かれた現在では、長く携わってこられた教員生活での知識や経験を基に、明和町の教育環境、ひいては子どもたちへの一助となれないかと常々考えておられるところです。

このように優れた識見を有し、人格も高潔な方であり、教育委員として適 任でありますので、ご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げま す。

○議長(北岡 泰) これから、同意第20号 教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

同意第20号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、同意第20号は、同意することを決定をいたしました。

◎議案第39号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第10 議案第39号 松阪市と明和町の定住自立圏 形成協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

〇副町長(下村 由美子) おはようございます。

ただいま上程されました、議案第39号 松阪市と明和町との定住自立圏形 成協定の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、総務省が定める「定住自立圏構想推進要綱」に基づき、松阪市が「中心市」となり、平成27年3月に締結した松阪市と明和町との定住自立圏形成協定に定める事項について、新たに、地域公共交通と移住促進に関する事項を追加するとともに、連携項目を整理するため、明和町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

防災企画課長。

〇防災企画課長(奥田 昌宏) おはようございます。失礼いたします。

それでは、松阪市と明和町との定住自立圏形成協定の変更についての詳細 説明を申し上げます。

先ほどもありましたように、平成27年3月に松阪市と多気郡3町で締結いたしました、定住自立圏形成協定の一部を変更するもので、議会資料の2-3-1からの新旧対照表をご覧いただきながら、ご説明申し上げます。

変更につきましては、新旧対照表の右側に記載しておりますように、詳細 の項目を今まで示しておりましたが、左側のように大きな括りでの記載に変 更をするものでございます。

資料2-3-2の右上に記載をしております、二次救急医療体制の維持と、 2-3-1の右側、一次救急医療体制の維持拡大充実を救急医療体制の推進 という項目に統合をされております。

資料2-3-3の右上に記載をされております、介護保険の要介護認定等にかかる審査の充実と、2-3-2の右下、保健衛生業務の連携強化を、健康づくり事業の充実とするものでございます。

また、新規項目としまして、2つの項目を追加しております。

資料2-3-7をご覧ください。

新たに地域公共交通網の連携を追加しております。これはそれぞれの市町で取り組んでいる公共交通の取り組みを連携するものでございます。明和町においては松阪市との連携を検討するもので、具体的な内容につきましては、今後、担当部署間で検討することとなります。

資料2-3-8をご覧ください。

下段で移住関係人口の増加を追加し、移住・定住促進の他関係人口増加の 取り組みを連携して行うというものでございます。こちらにつきましては、 中心市である松阪市を中心に、1市3町が連携して取り組みを目指すことを 検討することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行いま

す。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第39号 松阪市と明和町の定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第11 議案第40号 明和町印鑑の登録及び証明に 関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました、議案第40号 明和町 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その

提案理由の説明を申し上げます。

本件は、住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴い、申請した方に限り印鑑登録証明書に旧氏を併記可能とすることと、男女の別を記載しないこと。また、令和2年2月1日からのコンビニエンスストアでの証明書の発行について、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

人権生活環境課長。

〇人権生活環境課長(松井 友吾) 議案第40号 明和町印鑑の登録及び証明 に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議会資料の4-2-1をご覧ください。

今回、住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴い、住民票に加えて印鑑登録証明書にも旧氏を記載できるようになります。また、氏に変更があった方は住民票に旧氏の記載を求めることができることとし、旧氏の住民票への記載の手続き等について、所用の規定が設けられ、これに伴い印鑑登録証明書にも旧氏の記載ができるようになります。

印鑑登録証明書には住民基本台帳法に規定する男女の別を記載することと されておりますが、性同一性障がい、性的指向性・性自認に配慮をしまして、 印鑑登録証明書に男女の別を記載しなくできるようになります。

また、民間端末機を自ら操作することによりまして、証明書のコンビニエンスストアでの交付を可能にするものでございます。

なお、施行期日は①と②は令和元年11月5日で、③は令和2年2月1日で ございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行いま

す。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第40号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例についてを採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号・42号の一括上程~採決

〇議長(北岡 泰) お諮りします。

日程第12 議案第41号及び、日程第13 議案第42号を一括上程し、議題と したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、

日程第12 議案第41号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第42号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま一括上程されました、議案第41号、議 案第42号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第41号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いつきのみや歴史体験館の指定管理者の指定期間の延長と使用料に対して消費税相当額を加算した額に改正をお願いするものでございます。

次に、議案第42号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、附帯施設の追加及びいつきのみや地域交流センターの指定管理者の指定期間の延長と使用料について、消費税相当額を加算した額に改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

斎宮跡·文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長(中野 敦夫) 議案第41号 いつきのみや歴史体 験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたし ます。

議会資料14-1-3の新旧対照表をご覧ください。

いつきのみや歴史体験館の施設の適正と効果的な管理運営を図るための改正するもので、改正点といたしましては、第6条の指定管理の期間をですね、3年から5年に延長するものでございます。

2番目として、使用料に消費税についての明記をしておりませんでしたので、使用料の合計額に消費税を加算する内容を追加するものです。

この条例の施行は、令和2年4月1日からといたします。

次に、議案第42号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

議会資料の14-1-4をご覧ください。

いつきのみや地域交流センターの設置の適正と効果的な管理運営を図るため改正するもので、改正点といたしましては、近鉄斎宮駅北側にある史跡公園口休憩所が、管理者のいない不特定多数利用の休憩所、観光情報の提供としての場でありましたが、今回、案内人が駐在し事務所としての利用も可能となりましたので、附帯施設として位置づけるため追加するものでございます。

2番目として、第6条の指定管理者の指定管理を3年から5年に延長する ものでございます。

3つ目として、使用料に消費税についての明記をしておりませんでしたので、使用料の合計額に消費税を加算する内容を追加するものでございます。

この条例の施行は、附帯施設の追加については公布日から、第6条の指定管理期間、それから別表にあげる消費税の規定については、令和2年4月1日からといたします。

よろしくお願いいたします。

〇議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりました。

まず、議案第41号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第41号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第42号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第42号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第41号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第43号から45号の一括上程~採決

〇議長(北岡 泰) お諮りします。

日程第14 議案第43号から日程第16 議案第45号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、

日程第14 議案第43号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

日程第15 議案第44号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 日程第16 議案第45号 明和町消防団条例の一部を改正する条例 を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま一括上程されました、議案第43号から 議案第45号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための

関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の公布による地方公務 員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、地方公務員の欠格条項か ら成年被後見人又は被保佐人の規定が除かれたため、関係する条例の規定を 整理しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

〇総務課長(浅尾 恵次) それでは、議案第43号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

定例会資料の1-1-1をご覧ください。

この度、改正内容についてとりまとめたものとなっておりますので、こちらで説明申し上げます。

本件は、成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、 成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを 理由に、不当に差別されないよう欠格条項その他の権利の制限にかかる措置 の適正化を図るための措置が講じられました。

これに伴いまして、地方公務員法第16条が改正されたことを受け、明和町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。地方公務員法第16条 地方公務員の欠格条項の改正において、成年被後見人又は被補佐人は、職員採用試験を受験できないという規定及び成年被後見人または被補佐人となった場合に、その職を失うといいます欠職規定が削除されました。

これを受けまして、明和町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

第17条 期末手当、第18条 勤勉手当、第19条 休職者の給与の規定から 成年被後見人または被補佐人となったため失職とする部分を削除するもので

ございます。

また、この改正に関連した字句等の訂正でもございます。

続きまして、議案第44号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 の詳細説明を申し上げます。

定例会資料の1-1-4をご覧ください。

この度の改正内容についてとりまとめたものとなっておりますので、こちらで説明を申し上げます。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についても、同じく成年後 見人制度の利用の促進に関する法律に伴い、地方公務員法第16条が改正され たことを受け、職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

第3条 旅費の支給の規定は地方公務員法第16条の1号が削除されたことに伴いまして、引用している条文の表記を改正するため、また字句の追加、削除及び訂正を行うものでございます。

なお、資料の1-1-2、3及び1-1-5は新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧ください。

附則といたしまして、この条例は12月14日から施行いたします。 以上でございます。よろしくお願いします。

- **〇議長(北岡 泰)** 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(奥田 昌宏)** 失礼いたします。

議案第45号 明和町消防団条例の一部を改正する条例について、詳細説明 を申し上げます。

定例会資料の2-2-1の新旧対照表をご覧ください。

こちらの改正につきましても、成年後見人制度の利用促進に関する法律が施行され、成年被後見人等の人権が尊重され成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利にかかる制限が設けられている制度について、必要な見直し等をすることが定められました。

その措置としまして、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化

を図るための関係法律の整備にかかる法律が公布され、地方公務員法の一部 が改正されたことに伴いまして、明和町消防団条例の一部を改正するもので ございます。

第5条第1項第1号を削除いたしまして、その削除に伴います号順の繰り上げ等々字句も含めまして、所要の規定に改正するものでございます。

この条例は、令和元年12月14日から施行するものといたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりました。

まず、議案第43号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第43号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第44号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第44号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第45号 明和町消防団条例の一部を改正する条例の質疑 を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第45号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第43号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 を採決します。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号 明和町消防団条例の一部を改正する条例を採決 します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第45号は、原案のとおり可決されました。 以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第46号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第17 議案第46号 明和町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました、議案第46号 明和町 税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げ ます。

本件は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の施行により、令和元年10月1日から導入される軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を三重県が行うことから、環境性能割に関する非課税に係る県内の取り扱いを統一的なものとするため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

税務課長。

〇税務課長(山口 隆弘) 失礼します。

議案第46号 明和町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

先ほどの提案理由のとおり、令和元年10月1日から自動車取得税が廃止されることに伴い、新たに導入される軽自動車税の環境性能割については、町の歳入ではありますが、当分の間、県が賦課徴収を行うことから、それに関する非課税にかかる取り扱いを県内で統一的なものとするため、日本赤十字社の軽自動車税の非課税について、必要な改正を行うため当条例の一部を改正するものでございます。

定例会資料の3-2-1をご覧ください。

資料の新旧対照表の改正後の条文で説明させていただきます。

81条の2の第1項につきましては、日本赤十字社が取得する際に課税される環境性能割の非課税について、新たに規定させていただくもので、第1号で救急用のもの、第2号で三重県条例により三重県が自動車税の環境性能割を課さないものについて非課税とするもので、県の普通自動車の扱いに合わせるものでございます。

第2項につきましては、環境性能割の導入にあわせ、日本赤十字社が所有 する軽自動車等の非課税について、従来の軽自動車税から新たに種別割に名 称を変更するものでございます。

また、本来救急用とすべきところを緊急用としていたところがございましたので、申し訳ございませんが、今回の改正にあわせ訂正をさせていただく ものでございます。

他の部分につきましては、今回の改正に合わせ所要の改正を行うものでご ざいます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い 申し上げます。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第46号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決します。 議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第18 議案第47号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました、議案第47号 明和町 手数料条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法(昭和22年法律第67条)第227条の規定に基づき、特

定の者のために行う事務について徴収する手数料のうち一般諸証明、住民票の写しの交付等にかかる手数料について、公平性・公益性の観点から特定のサービスの提供に必要な経費の負担を利用される方に適正に負担していただくことにより、現行の行政サービスの水準を維持するため、また、現下の厳しい財政状況を鑑み財政健全化に資するため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、総務課長。

○総務課長(浅尾 恵次) それでは、議案第47号 明和町手数料条例の一部 を改正する条例につきまして、説明をいたします。

資料の1-2-1をご覧ください。

特定のもののために行う事務について、徴収する手数料のうち一般諸証明、 住民票の写しの交付等にかかる手数料について、現行の行政サービスの水準 を維持するため、また、現下の厳しい財政状況を鑑み財政健全化に資するため、県内の状況等を勘案いたしまして、200円から300円に改正をお願いする ものでございます。

第2条関係、別表の1号から6号については、税務課長から。17号から19 号及び22号、23号につきましては、人権生活環境課長から説明をいたします。 なお、34号その他の証明または文書で認証するものにつきましては、住民 からの請求により必要があるといった場合に証明を行うものでございます。

附則といたしまして、条例の施行日は令和2年2月1日からでございます。

- 〇議長(北岡 泰) 次に、税務課長。
- **〇税務課長(山口 隆弘)** それでは、税務課に関する部分について、説明を 申し上げます。

定例会資料の1-2-1をご覧いただきたいと思います。

税務課におきましては、別表の1号租税公課に関する証明から6号公文書図面の謄本・抄本の交付までの手数料について、現行200円のものを300円に改正するものでございます。

1の租税公課に関する証明の金額の欄におきまして、ただし本町の電気計算機等電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、事業者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するもの、以下多機能端末機による交付の場合にあっては、1件200円とするとあるのは、コンビニエンスストアでの交付のことで、令和2年2月1日より住民票等とともに所得課税証明等につきましても、コンビニでの交付が開始されることからコンビニ交付の利用促進のため200円とさせていただくものです。

よろしくお願いいたします。

- **〇議長(北岡 泰)** 人権生活環境課長。
- O人権生活環境課長(松井 友吾) 資料1-2-2 をお願いいたします。

新旧対照表の左側、改正欄でございますが、上から2段目、住民票、戸籍の附票、謄本・抄本の交付、そして3段目の住民票の記載事項証明、それと下から3段目の印鑑登録証の交付につきましては、現行200円のものを300円とさせていただき、コンビニエンスストアの交付の場合は200円に据え置きたいというふうに考えております。

なお、コンビニエンスストアの交付の時間帯につきましては、年末年始を 含む毎日午前6時30分から23時までといたしました。ただし戸籍につきましては、平日9時から17時15分まででございます。

以上でございます。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 桶口議員。

〇10番(樋口 文隆) 今回この手数料の見直しも含めてですね、一部改正については、少子高齢化の時代に伴ってですね、行政需要の多様化と、また財政運営の健全化ということでですね、行政サービスの水準を確保ということで、提案理由にも述べられております。

町長もですね、行政報告なりまた一般質問の答弁で答えられておりますが、 現在、財政の状況も非常に厳しいという中での値上げということは、吝かで はないというふうには思いますけれども、この手数料の関係はですね、行政 改革大綱とか総合計画とか、その中でどれほどで見直しを図るんだとか、そ ういったことが明記されておるのかどうかが1点です。

それでですね、この提案理由のほかに、やはり言われたように副町長も提 案理由の説明で言われたように、受益者の負担の原則ということが、大前提 だというふうに考えております。

その中で積算根拠というのが明確になっておるのかどうなのか、その2点 だけちょっとお願いします。

- **〇議長(北岡 泰)** 樋口議員の質問に対する答弁、総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) まず1点目、行財政改革大綱に明記があるかということでございますけども、自主財源の確保ということにつきましては、明記をされておりますけども、個々具体的な手数料の改正というものについては、確かそこまで明記してなかったということです。

それと、受益者負担の原則に基づくということで、積算の根拠なんですけども、これにつきましては、一定の積算基準というものが他市の例なんですけども、示されているものがございます。それらを参考といたしまして、例えば人件費につきましては、およそ平均給与29万円程度でございますけども、その職員が5分程度証明書を発行するのに時間を要するといった人件費でありますとか、印刷・製本費、消耗品等、あと電算システムについては、なかなか明確化することができないんですけども、一定の割合で積算をいたしま

して、概ね戸籍関係の諸証明については積算した結果300円程度、税務関係 の諸証明につきましては、320円程度いうような結果で積算をしたところで ございます。

〇議長(北岡 泰) 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

樋口議員。

〇10番(樋口 文隆) その計算のしたあれがあったら、また後ほどですね、 もし資料を提供できるんであれば提供してください。

それとですね、もう1つ答弁された中で、行政改革大綱とか第5次、今は総合計画、後期ですけども、それにうたわれていないということは、ちょっとなんか考えられないんだけど、その辺のことは今後ですね、やっぱりそういった手数料なんていうのは、公益性のあることですので、やっぱりそれに加味していく必要があるんではないかなというふうに思います。

ちょっとだからその計算内容、今、総務課長が答えられたけど、ちょっと曖昧みたいな感じで、それからもう1つ言うならば、これは積算経費の明確化というのも必要なんだけど、近隣の状況、これもですね、やはり町民の方は明和町しか選べないわけですよね。そういうことですよね。ですからやはり近隣の状況はどうなのかということで、やはり考えていかなあかんというふうに思います。

北勢のほうやとか、町長は述べられたけども、そんなんあんまり関係ないんじゃないかなと思って、やはり松阪市とか伊勢市の状況はどうなのかということもですね、やはり町民の方の負担の部分においてはですね、考えていかなければならないことだなというふうに思います。

それとですね、もっと細かくいうと、住民サービスの提供ということに際しては、やはり町税というものを財源といたします。その中で住民がやはり応能負担ということで、その税をですね、特定の受益者のために使用するということはですね、やはり使用しない人から比べるとですね、ちょっと理解

しがたいということです。いまコンビニ交付で200円そのままやと、窓口は 事務手数料がかかるんで300円やと、ちょっとその辺の考え方が何か整理で きないんですよ。

コンビニ交付も今、総務課長が言われたように人件費はともかくとして、 需用費ですね、委託料、使用料、賃借料、それは電算も含めてかかってくる わけですよね。どうしてその辺のですね、計算がコンビニと窓口の交付との 差が出てくるのかなというのが、ちょっとわかりません。ちょっとその辺を 答えてください。

- 〇議長(北岡 泰) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) まず行財政改革大綱に根拠がということなんですけども、大綱の中にも受益者負担の適正化というのはうたわれておりますので、先ほども申し上げましたけども、具体的な手数料とか使用料については、明記されておりませんけども、受益者負担の適正化とか自主財源の確保ということで、ご理解いただきたいと思います。

また、近隣の状況につきましても、県内29市町の状況につきましても、資料のほうでまた提示をさせていただきたいと思います。近隣の状況と積算基準につきましては、資料で後ほどまた提示をさせていただきたいと思います。それとコンビニについては何故200円に据え置くかということなんですけども、確かにコンビニの場合、コンビニエンスストアに対して手数料をおそらく支払わなければならなかったと思いますので、その分、負担は必要となるわけですけども、人件費がかからないというのもございますし、また、マイナンバーカードの普及が非常に今遅れておるということもございまして、その普及のためにも、ということも考慮して金額の設定をさせていただいたところでございます。

〇議長(北岡 泰) 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

樋口議員。

○10番(樋口 文隆) 答弁漏れで近隣のほうは尊重しなくていいのかというのを、ちょっと抜けておったんで、資料は提出してもらうということで、結構なんやけど、北勢のほうと今の伊勢、玉城いろいろ周囲に市町がありますよね、それのほうに尊重しなくもいいのかどうなのかということを聞かせてもろとるんやで、それの答弁漏れておる。

それとですね、今の行財政改革大綱の中については、ちょっとバクっとし とるけども、受益者の部分でやってとるでええやねえかという話やったけど も、これはもう少し今度やられる時には検討されたほうがええんと違うかな というふうに思いますので、これは要望にしておきます。

それとですね、今マイナンバーカードの普及ということを言われましたけども、これはそれの1つの施策でいいとは思うんですけども、これでもってマイナンバーカードを普及させようというふうな考え方は、ちょっと意味が違うんじゃないかなというふうに私は思います。

やはり理由は理由として、こちらはこちらの考え方、こちらの考え方で、 やっぱり整合性を持たせやんと、マイナンバーカードを普及させるために、 コンビニのほうを100円安うしとんのやと、こういうふうな捉え方はちょっ と邪道じゃないかなというふうに私は思います。

それとやっぱりコンビニエンスストアに行かれる年配というのはどうなのかな、そんなに簡単にできたらいいんやけど、なかなか操作もどうなるのか、やはりそういった誰かそばでやられるんかどうかということはできないと思うんで、本人がやはりやらんとできやんのでしょうね。そういう難しさもあるし、どれだけの利用度があるのかというのは、これは今後の検討課題やと思いますけども、そういったマイナンバーカードを普及させるためにということを言われると、ちょっと私は理解できません。

あとそうですね、これは住民監査請求の対象になるのかどうか、これは果たしてなるように思うんですよ、私は。例えば賦課ということが出てきますよね、これは手数料の決定だというふうに思います。そういったことで住民

の方が、これなんでこんなになったんやということで、説明がつけるかどうかということですよ。これ一遍もし100円あがったら、どんな状態で上がったんやろということが問われた時に、大変困らへんかなというふうに私は思います。これもちょっと要望で調べておいて、後で返事ください。

以上です。

- **〇議長(北岡 泰)** 樋口議員の質問に対する答弁、総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) 管内、近隣の状況と足並みを揃えるべきだというようなお話でございましたけども、管内の状況につきましては、それぞれの担当課のほうからは連絡をさせていただいて、値上げをされるのかどうかというのは、ちょっと確認だけはとらさせていただいて、一部ちょっと検討しておるというようなところもあったようですけども、足並みが揃ってないといえば、そのようなことになるんですけども、連絡だけはとらさせてもらったというような状況でございます。
- **〇議長(北岡 泰)** よろしいか。

12番 乾議員。

O12番(乾 健郎) 先ほど樋口議員さんが言われたんですけど、私もコンビニ収納がですね、200円の据え置きということは、10月から消費税が上がるわけですね。そうすると実質は手数料自体は値下げになるんじゃないかというような解釈もできるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように考えてみえるんか。

現下の厳しい財政状況を鑑み財政健全化に資するための値上げで、コンビニ収納だけ反対に値下げになるんじゃないかと、私は思うんですけど、その辺どうですか。

- **〇議長(北岡 泰)** 乾議員の質問に対する答弁、総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) 市町村は非課税団体でございますので、消費税は 課税しておりませんので、200円には消費税は含まれておりません。
- 〇議長(北岡泰) 乾議員。

- **O12番(乾 健郎)** わかりました。ありがとうございました。 そうしたら、I Tのほうの機械導入にかかる1枚あたりの費用はどれぐらいを見込んでみえるんか、教えてください。
- **〇議長(北岡 泰)** 答弁、人権生活環境課長。
- ○人権生活環境課長(松井 友吾) 1枚あたりどれぐらいの費用かというところはですね、どれぐらいの部数が出るかというところは、はっきりいたしておりませんので、今の時点で、今回かかる費用に対して、幾らかかったというその1枚あたりの単価は、ちょっとはじきかねるところではございますけれども、先般申し上げましたように、構築導入経費でありますとか、ランニング経費、あとJーLISというところに、市町村分担金というふうなお金を支払うこととなっておりまして、あとコンビニに対しましては、手数料1通あたり115円税込ということで、1通誰かがとりますと、その手数料として115円をコンビニに払うというふうな単価は決まっておりますけれども、全体の出来高としての最終的な1枚あたりの単価が幾らになるのかというのは、ちょっと今現在では把握はしていないところでございます。
- ○議長(北岡 泰) 答弁あっていましたか、乾議員。
- O12番(乾健郎) 調べてないということなんですけど、私も少し調べたんですけど、やはりこんな200円程度で、1枚あたりができるということじゃないらしいんですもんで、それで今、手数料だけでも115円ということは、町へ入るのは85円ということですよね。そういうのも鑑みなぜコンビニ収納を300円に統一しないのかというのがわからないので、ちょっと樋口議員さんが言われたとこもありますし、そういうとこはもう一度よく考えていただきたいと思いますんですけど、どうですやろ。
- ○議長(北岡 泰) 積算根拠をまた示すということで、その中にしっかりそれ も反映させていただくということで、よろしいでしょうか。よろしいですか。
- **〇12番(乾 健郎)** はい。
- ○議長(北岡 泰) 他に質疑される方はございませんか。

6番 奥山議員。

○6番(奥山 幸洋) 私はですね、1点だけなんですけども、この手数料、 税にしろ、人権生活環境課の手数料にしろですね、手数料を上げるというこ とについて、私たちは全体に言えませんけども、この手数料をやっていかな いかんと、私も解釈はしていますけど、町民の方にですね、広報でですね、 こうなりましたと言って通知を出すだけではですね、これだけの大きな取り 組みになってくると、やっぱり町の方も明和町の台所大変なんやてなという 話も聞くわけなんですが、どこら辺までいくかというのはまったくわからな いわけです。

ですので、結果の前にもう1つですね、やっぱり住民の方に、こうこうこういうことで取り組んでおるのやというふうな周知してもらう、私は必要があるというふうに思います。そこら辺のところのことをお伺いしたいとおもいます。

- **〇議長(北岡 泰)** 奥山議員の質問に対する答弁、総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) 先ほども申し上げましたけども、施行につきましては、2月1日から予定をしておりますので、それまでまだ期間のほうがございますので、十分周知のほうはさせていただきたいというふうに思います。
- 〇議長(北岡泰) 奥山議員。
- ○6番(奥山 幸洋) ありがとうございます。広報でやるみたいな、なりましただけじゃなくて、事前に住民の方にも、町長のほうも事前に相談をするというふうに言ってみえるわけですから、そこら辺のところも配慮していただくように、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- **〇議長(北岡 泰)** 他にございませんか。 14番 中井議員。
- **O14番(中井 啓悟)** まずコンビニのやつ、ちょっとズレていくかと思うんですけども、まだ6月議会からこれまで3カ月あった中で、取得率というの

はなかなか上がっていない状況かと思うんですけども、まずは職員の取得率というのもあげていただいておったのかどうかとか、これまでの3カ月間にどれだけ町民さんに普及の努力をしていただいたのかというのを、そこら辺の姿勢もちょっと問いたいんですけども、ちょっとズレますんで、それは今後のしっかりした課題としてお願いしておきます。

手数料の値上げ条例の件なんですけども、これまで答弁、説明を聞かせてもらったんですけども、ちょっと僕自身、理解ができないところがあります。例えばですね、何かこの値上げに関するビジョンというのは、将来的なものを何か持っておられるのかどうかとか。例えばですね、窓口のIT化に伴うAI化など、将来的に考えておるとかいう計画を持っているとか、また、ここに至るまでにお金のかからない住民サービス向上なんかないか、また、その町民さんの負担、ここは減らせるんじゃないか、そういうようなこれまでに値上げするまでの過程の中で、そういうようなことは考えてこられたのかどうか、そこら辺ちょっと住民感情としてお聞きいたします。

- **〇議長(北岡 泰)** 中井議員の質問に対する答弁、町長。
- ○町長(世古口 哲哉) 値上げのビジョンということなんですけども、窓口のIT化とかはですね、一応検討はしたいとは思っていますけども、具体的にどうなるかというのは、まだそういうのは、まだ検討にまだ入っていませんので、ただ、窓口のあり方とかはですね、もう少し考えていきたいというのは思っておるところです。それがIT化になるかどうかというのは、ちょっとわかりませんけども、他の市町ではですね、機械を入れておるところもあるというふうに聞いていますので、それがどうなのかというのは、やっぱり今後の検討としてはしてかなければならないというふうには思っております。

一応今回の議論につきましては、いろいろこの住民票発行の手数料だけではなくて、他の手数料についてもいろいろ検討をさせてもらいました。それで近隣も見た中でやりました。それで県内の状況というのも見た中で、させ

ていただいた中で、うちがですね、他に比べれば低い部分については上げてもいいんではないかという、先ほど積算もした中でというのもあるんですけども、住民票の部分につきましては、最初近隣、特に県内の北勢地域、南のほうも一部あるんですけども、北勢地域がほぼというか、上げておるところが多いという形なんですけども、そういった状況も見た中で、うちの財政状況も見た中でですね、受益者負担の観点からここは200円から300円にさせていただければということで、出させてもらったところです。

他の部分につきましても、いろいろ検討させてもらいましたけども、いややっぱり上げるといけないなという話もありますし、実際比べた時にあまりうちがですね、たくさん取っているという部分というのはなかったので、もしそういうのがありましたら、そこはまた落としていくという議論もあるんかもわかりませんけども、そういった中で他市町とかの状況も見た上で、これぐらいであればという部分として、いろいろ考えさせてもらって検討しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〇議長(北岡 泰) 答弁が終わりました。

中井議員、再質問ございますか。

中井議員。

〇14番(中井 啓悟) さっき町長言われてもろた、落としていく部分があるというのは、この値上げにかかるまでに、考えて欲しかったということです、 僕が言いたいのは。赤字帳簿だけ見て、町民さんのほうを見てないようにも感じます。

以上です。

- ○議長(北岡 泰) 他に質疑される方はございませんか。 13番 江議員。
- **○13番(江 京子)** すいません。この手数料の値上げに関しまして、やはり町の財政事情も厳しいのはわかるんですけど、住民さんの台所のほうも、この10月で消費税が上がるということで、この時期にどうしてなのかなという

のをすごく感じたところです。反対に考えれば消費税が上がる時じゃないと 上げられないという考えもあるんかもしれませんが、お台所この消費税の上 がるに関しましても、いろんなところで問題もたくさん出ているように思い ますので、先ほども皆さんがおっしゃったように、住民さんに対してどんな 説明をしていくのかというところを、上げるのは2月だとは言いますけど、 どんなふうにその広報でされていくのかというのも、ちょっとお聞きしたい と思います。

- **〇議長(北岡 泰)** 江議員の質問に対する答弁、総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) 広報等で周知をさせていただくわけでございますけども、一般的な財政事情等を勘案する中で、町民の皆さまに現行の各種事務事業を少しでも推進していくというような限られた歳入の中で、歳出に対応していかないかんような状況がございますので、そういったことも含めて一般的な表現になろうとは思いますけども、周知をさせてもらいたいというふうには思います。
- **○議長(北岡泰)** 答弁が終わりました。
 再質問はございますか。
 江議員。
- **O13番(江 京子)** それならやはり見てもらう人が納得できるような、簡単な言葉できちんとしていって欲しいと思いますので、その点よろしくお願いいたします。
- **〇議長(北岡 泰)** 要望でいいですね。
- **〇13番(江 京子)** はい。
- **〇議長(北岡 泰)** 他にございませんか。 松本議員。
- ○8番(松本 忍) 町長ですね、今説明の中でコンビニ交付は200円においたんは、マイナンバーカードのあれですね、取得率を上げるということを聞きましたけど、それでこれですね、この取得を何%になったら、窓口交付な

みに300円に揃えるとか、同じにするとか、そういう考えとか持ってみえる んですか。

- ○議長(北岡 泰) 松本議員の質問に対する答弁、町長。
- ○町長(世古口 哲哉) すいません。マイナンバーカードの普及もあるんですけども、やはり住民サービスの向上という点もあってですね、コンビニのほうの発行というのはさせていただきたいと。先ほども課長からの説明がありましたけども、6時半から23時まで発行できるということですし、毎日ということになりますので、その部分でいくとサービス向上になるんではないかというふうに思っています。

今、国のほうのもマイナンバーカードの普及を促進するということで、いろんな手立てをされるということでありますので、それも含めてマイナンバーカードもやっていきたいというふうには思っておるところです。

ですので、住民サービスの向上という部分があるということでさせていただきたいというふうに思います。やっていきたいということが大前提です。その中でどれぐらいになったらどうかということは、まだ今のところはそのなんていうんですか、何%普及したらどうだということは、まだちょっと決めておりませんけども、県内での他市でもですね、4市町がコンビニについて、200円という形でやっておりますので、その他市町の状況も踏まえた中でのまた今後の検討課題かなというふうには思っておるところです。

○議長(北岡 泰) 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番(松本 忍) やはりですね、利便性は当然コンビニとか便利です。それはわかってるんですけど、やはりそれに対して手数料等もですね、やはり便利やからある程度、マイナンバーカードが幾つになったら揃えるんやと、それもある程度、目標値を持っていただいて、これからのですね、施策を進めていただきたいと思います。これは要望でよろしいんですが、考えてくだ

さい、よろしくお願いします。

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

他にございますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

3番 山内議員。

(3番 山内 理議員 登壇)

○3番(山内 理) 議長より登壇のお許しをいただきましたので、議案第 47号 手数料条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

現在、明和町は近年稀な財政難に見舞われているようです。今年の全町自 治会長会は各地区へ出向いての会合となりました。

総務課長より財政の説明、つまりは財政難であることが告げられ、そのせいが町民のほとんどの方が明和町は現在、財政難であることを承知しておられます。

そんな中でも、根倉・行部避難タワーが建設中であり、明和中学校新校舎も11月末には完成します。すべき事業はやっていかねばなりません。明和中学校については、年内に引っ越しして来年には3年生も、新校舎での思い出を心に刻み旅立っていただけるものと安堵しております。

今後も大きなものでは庁舎の老朽化、中でも大淀小学校の老朽化、津波浸水区域からの移転に伴う小学校区再編などを考慮し、新たに建て替えをせねばなりません。財政困窮のおり費用捻出など、世古口町長の心中をお察し申し上げます。

また各課長職員の皆さんにおかれましても、日頃から支出面での経費削減、 業務の効率化など努力しておられることは、私ども十分に承知しており、頭 の下がる思いでございます。

この度、手数料を200円から300円に、受益者負担をお願いする。収入を確保する。このこと自体、問題はないようでございます。ただ、10月からは消費税が8%から10%に引き上げられます。それに伴いさまざまなものの値上げが予測され、庶民の財布を直撃いたします。そんな世の中の動向をわかっていながら、こんな時に我が町は手数料をアップする条例を採決しようとします。何故今なのか、将来具体的に何がどう良くなるのでしょうか。一向に納得できる大義が示されません。大義なき値上げは便乗値上げと言わざるを得ません。

何故行政が便乗値上げをしなくてはならないのでしょうか。ついこの間、 町民の皆さんと約束しました。明和町を住みよい町にします。安心・安全な まちづくり等といろんな話をしました。昨年の11月のことです。

そして、皆さんに信頼され今、私はここに立っております。私はこの件に関して、町民の皆さんにとってのメリットが説明できません。私は町民の皆さんに成り代わり、この場に立たさせていただいております。説明のできない、納得のできない議案に賛成を投じることはできません。町民の皆さんの声に耳を傾け、共に生きるのが議員としての大切な職務だと思っております。改めまして、この議案第47号を反対します。

最後にこの明和町を行政と町民とが信頼し合える、安心して暮らせる町に していただくことを強く要望して、私の反対討論を終わります。ご静聴あり がとうございました。

○議長(北岡 泰) 他に討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第47号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〇議長(北岡 泰) 暫時休憩いたします。

(午前 10時 17分)

○議長(北岡 泰) 休憩を解かせていただきます。

休憩を解きまして、もう一度採決の部分に戻らさせていただきます。

(午前 10時 20分)

◎議案第47号の採決

〇議長(北岡 泰) 議案第47号の採決に関しまして、起立同数。

賛否同数でございますので、起立者は6名でございました。

議長を除いたただ今の出席議員数は、議長を除くと12名でございますので、 可否同数でございます。

従って、地方自治法第116条第1項の規定によりまして、議長において本件に対する可否を採決いたします。

本件につきまして、議長は可決と採決をいたします。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

ありがとうございました。

○議長(北岡 泰) お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。35分まで。

(午前 10時 25分)

○議長(北岡 泰) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。(午前 10時 35分)

◎議案第48号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第19 議案第48号 災害弔慰金の支給等に関する 条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました、議案第48号 災害弔 慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理 由の説明を申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

福祉ほけん課長。

〇福祉ほけん課長(吉川 伸幸) それでは、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議会資料の5-1-1の新旧対照表をご参照ください。

これは令和元年8月1日に災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の改正するものでございます。

この度の法令改正におきまして、今回の条例改正にかかるものとしまして は、次の3点がございます。

まず1点目としましては、償還金の支払いの猶予につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令にのみ定められておりましたが、法律にも明確に位置づけるため、第13条が追加されまして、災害援護資金の貸付を受けたものが支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる時は償還金支払いを猶予することができるというふうに定められました。

2点目としましては、償還金の免除については、災害援護資金の貸し付けを受けたものが死亡または精神もしくは身体に著しく障がいを受けたため、災害援護資金を償還することができなくなった場合のみと定められておりましたが、それに付け加えまして、災害援護資金の貸し付けを受けた者が、破産手続き開始の決定または再生手続き開始の決定を受けた時も、償還未済額の償還を免除することができるというふうにされました。

3点目としましては、報告等という項目で、第16条が追加されまして、償還金の支払いの猶予や災害援護資金の償還未済額の償還免除を判断するため、貸し付けを受けたもの、またはその保証人の収入または資産の状況につきまして、報告を求め官公庁に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができるという内容が新たに付け加えられております。

これらの法改正を踏まえまして、条例第15条第3項につきまして、文言や 条の追加、条ズレによる修正を行い、資料5-1-1のとおり改めることと いたしたいと思います。

施行は公布の日からといたします。以上でございます。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第48号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号から51号の一括上程~採決

〇議長(北岡 泰) お諮りします。

日程第20 議案第49号から日程第22 議案第51号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、

日程第20 議案第49号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条 例

日程第21 議案第50号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者 負担額を定める条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第51号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま一括上程されました、議案第49号から 議案第51号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第49号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例に つきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改 正するものでございます。

次に、議案第50号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第51号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ど も・子育て支援法の一部改正による国の特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い食事の提供に要する費用につ いて本条例の一部を改正するものでございます。 詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

こども課長。

〇こども課長(西村 正樹) 失礼します。

議案第49号 明和町認定こども園設置条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

主な改正内容としましては、給付制度の新設による条文の文言修正の改正でございます。

定例会資料13-1-2をご覧ください。

第4条の条文中、支給認定を教育・保育給付認定に条文を改めております。 なお、この条例の附則としまして、この改正は令和元年10月1日からの施 行といたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第50号 明和町子どものための教育・保育に関する利用 者負担額を定める条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

主な改正内容としましては、給付制度の新設による条文の文言修正の改正でございます。

定例会資料13-1-3をご覧ください。

第1条、第2条、附則2の条文中、支給認定保護者を教育・保育給付認定 保護者に条文を改めるものでございます。

なお、この条例の附則としまして、この改正は令和元年10月1日からの施 行といたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第51号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、詳細説明を 申し上げます。

主な改正内容につきましては、食事の提供に要する費用及び給付制度の新設による条文の文言修正の改正でございます。

資料につきましては、定例会資料13-1-4をご覧ください。

給付制度の新設による文言修正につきまして、支給認定の文言を教育・保育給付認定に改めるもので、以下、定例会資料13-1-29まで同様に改正をするものでございます。

また、第2条の(12)から(14)の給付区分を表記するため満3歳以上、満3歳未満などの用語の定義を追記し改めました。

次に、定例会資料13-1-9をご覧ください。

中段の(3)の食事の提供に要する費用につきまして、市町村民税所得割額により副食費の免除を追記し改めました。

なお、この条例の附則としまして、この改正は令和元年10月1日からの施 行といたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。

〇議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりました。

まず、議案第49号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第49号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第50号 明和町子どものための教育・保育に関する利用 者負担額を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第50号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第51号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行いま す。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第51号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第49号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例を 採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号 明和町子どものための教育・保育に関する利用 者負担額を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第51号は、原案のとおり可決されました。 以上で一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第52号の上程~採決

○議長(北岡泰) 日程第23 議案第52号 明和町一般廃棄物処理施設の 設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました、議案第52号 明和町 一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例に つきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和町環境センターへ一般廃棄物を搬入する際の手数料について、

所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

人権生活環境課長。

〇人権生活環境課長(松井 友吾) 議案第52号 明和町一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議会資料の4-1-1をお願いいたします。

別表第6条関係の明和町環境センターの使用料の改正でございます。

これまで500kgまでは100kgきざみだったものを、50kgきざみに細分化し、 金額につきましては、この表のとおり平準化を行い、サービス水準の維持及 び財政健全化を図るために使用料を見直すものでございます。

なお、施行期日は令和2年4月1日からでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

14番 中井議員。

- **〇14番(中井 啓悟)** これも先ほどの手数料条例と同様と僕は感じておるんですけども、実質の値上げということになるのかなと思います。これも先ほどの質問同様、この値上げに至るまでの過程で、値上げを回避するための模索はどこまでされたのかというのをお聞きいたします。
- ○議長(北岡 泰) 中井議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。
- **〇人権生活環境課長(松井 友吾)** まず近隣といいますか、三重県内のですね、一般廃棄物処理施設を持っている場合の状況を調べました。それで、あ

と過去のですね、値上げの状況ですね、平成25年には一回上げているんですけれども、その25年に上げた時の上げた理由ですね、上げた理由につきまして、どういう理由で上げたのか。そこのところの検討をさせていただきました。

それと実際搬入量がどれほどでですね、今回、いろんなパターンを考える中でですね、なるべく急な値上げはやはり難しいかなということからですね、搬入量を計算をした上で、今回は平準化をしまして、100kgきざみだったものを、50kgにしてですね、50kg以下のところを平準化をして100円ずつ上げるというふうな形をとればですね、急なごみ処理もお金がかかりますもので、その中で住民負担は極力抑えたいということがありましたもんで、そういった部分につきましても、検討はさせていただいたところでございます。

以上です。

〇議長(北岡 泰) 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井議員。

○14番(中井 啓悟) 今の答弁聞かせてもろても、年々上げていくんかなというふうにも感じますし、例えばごみ削減というのが大前提にあって、そのためというような説明もあれば嬉しかったんですけども、例えばですね、ちょっと環境センターとはズレるかわかりませんけども、粗大ごみなんかのインターネット受付というのはやっていますか、今。おそらくやってないと思う、課長言うて今わからへんというのも、僕は不思議なんですけども、おそらくやってないと思うんですわ。こういうのでも、おそらく電話対応でする、その電話対応の人件費と考えたら、そのネット受付すれば、それなりに削減、年間2万5,000円程度の増収を見込めるというようなことを聞いておりますけども、その電話対応人件費だけでも減れば、こういうような値上げはしなくてもいいのかなというふうに思います。

そこら辺ですね、例えばそういうような試算をしていただいて、今回これ

もう上程されていますけども、今後そういうようなことをしっかりと考えて、 こういうところに踏み切ってほしいというふうに思いますので、よろしくお 願いいたします。

- ○議長(北岡 泰) 中井議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。
- **○人権生活環境課長(松井 友吾)** 確かにおっしゃられましたように、粗大 ごみの受付もですね、ただいま電話でですね、問い合わせをいただいたり、 窓口にお越しをいただいたりしまして、ご自宅を確認させていただいた上で、 やり取りをしているのも事実でございます。

インターネットで粗大ごみ受付をしているところもあることも、私も認識はしておりまして、なるべく今後につきましては、そういった今現在のやり方ではなくて、経費が削減少しでもできるような人件費等も含めてですね、削減できるような方法も検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(北岡 泰) よろしいですね。

他に質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第52号 明和町一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第24 議案第53号 明和町道路占用料等徴収条例 の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました、議案第53号 明和町 道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の 説明を申し上げます。

本件は、消費税法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長(西尾 直伸) 議案第53号 明和町道路占用料等徴収条例の 一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

定例会資料の資料9-1-1をご覧ください。

消費税法の改正に伴い、明和町道路占用料等徴収条例第2条第2項の一部 に改正が必要となりました。また、今後の税率改正に対応できるため、資料 右側の改正前の下線部ですけども、100分の108を乗じて得た額を、改正後、 左側ですけども、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額に改める ものでございます。

施行日は10月1日からを予定しております。

よろしくお願いいたします。

〇議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第53号 明和町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号から56号の一括上程~採決

〇議長(北岡 泰) お諮りします。

日程第25 議案第54号から日程第27 議案第56号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、

日程第25 議案第54号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例

日程第26 議案第55号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例

日程第27 議案第56号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例 を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま一括上程されました、議案第54号から 議案第56号につきまして その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、上水道使用料・公共下水道使用料・農業 集落排水使用料を消費税に相当する額を加算した額に改正するものです。

また、地方自治法(昭和22年法律第67条)第227条の規定に基づき、特定の者のために行う事務について徴収する手数料のうち一般諸証明等にかかる手数料について、公平性・公益性の観点から特定のサービスの提供に必要な経費の負担を利用される方に適正に負担していただくことにより、現行の行政サービスの水準を維持するため、また、現下の厳しい財政状況を鑑み財政健全化に資するため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議 の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。 **○議長(北岡 泰)** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(堀 真) それでは、議案第54号 明和町農業集落排水処理 施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第55号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第54号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議会資料の資料10-2-1をご参照していただきたいと思います。

先ほどの説明にございましたように、地方自治法第227条の規定に基づきまして、また現下の厳しい財政状況を鑑みさせていただきまして、第19条第2項の200円とあるのを300円と所要の改正をお願いさせていただくものでございます。

次に、令和元年10月1日からを消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴いまして、別表第2の100分の108を乗じた額を、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額と改めさせていただくものでございます。

なお、この改正条例の施行日は、令和元年10月1日といたしますが、手数料の金額変更にかかる分のみ町手数料条例と合わせて、令和2年2月1日とさせていただきたいと考えております。

次に、議案第55号 公共下水道の設置及び管理に関する条例につきまして、 詳細説明を申し上げさせていただきます。

資料の資料10-2-2をご覧ください。

こちらにつきましても、手数料の見直しに伴い、第31条第2項の200円とあるのを300円に、消費税の改正に伴い、別表2、別表3の100分の108を乗

じて得た額を、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額と改めさせていただきたいと思います。

なお、本改正条例につきましても、令和元年10月1日とさせていただきますが、手数料の金額変更にかかる分のみ町手数料条例と合わせさせていただきまして、令和2年2月1日とさせていただきたいと考えております。

次に、議案第56号 明和町水道事業給水条例の一部改正について、説明を させていただきます。

資料、戻っていただきまして、10-1-1、10-1-2をご参照していただきたいと思います。

まず改正の1点目は、令和元年10月から消費税率が改正されることから、料金をもって該当する条文についての改正を行うもので、第31条 料金で100分の108を乗じた額を、消費税及び地方消費税に相当する額を加算したものと改めさせていただきたいと思います。

2点目は手数料の新設及び料金変更を伴うものでございます。指定給水装置工事事業者の登録更新制度導入に伴いまして、10-2-1、別表3-4、登録手数料に更新1件につき7,000円を新設させていただきます。算出根拠は県内の状況から新規登録手数料の2分の1相当額とさせていただいております。

また、明和町手数料条例の一部改正に合わせ、3. 消火栓使用立会手数料及び証明手数料を200円から300円に改めさせていただきたいと思います。合わせて現行条例におきます手数料の内容の表記が、工事1件につきとなっておりますので、適正な文言に改めさせていただきたいと思います。

こちらにつきましても、施行日は令和元年10月1日とさせていただきます。 手数料の金額変更のみ町手数料条例と合わさせていただきまして、令和2年 2月1日とさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりました。

まず、議案第54号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第54号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第55号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第55号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第56号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例 の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第56号の 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるよう、よろしくお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第54号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例を採決します。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例 を採決します。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第57号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第28 議案第57号 平成30年度明和町水道事業会

計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました、議案第57号 平成30 年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由の 説明を申し上げます。

本件は、平成30年度の水道事業決算における未処分利益剰余金6,099万9,844円について、資本金への組入れ及び減債積立金の積み立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の 上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(堀 真) 失礼いたします。

議案第57号 平成30年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてについて、詳細説明を申し上げさせていただきます。

平成30年度水道事業決算における未処分利益剰余金6,099万9,844円のうち、資本金への組み入れが3,249万8,940円で、これは平成29年度決算において、減債積立金に積み立てし、起債償還に充当した分を資本金に組み入れるものでございます。

また減債積立金の積み立てとして2,850万904円でございます。これは平成30年度決算における純利益分を、平成30年度の起債償還の財源に充当する減債積立金に積み立てるものでございます。

以上の未処分利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いいたします。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議議案第57号 平成30年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号から61号の一括上程~採決

〇議長(北岡 泰) お諮りします。

日程第29 議案第58号から日程第32 議案第61号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、

日程第29 議案第58号 平成30年度 教総-6 明和中学校新校舎建設工 事 請負契約の変更

日程第30 議案第59号 平成31年度 防-1 津波対策緊急整備事業 根 倉・行部津波避難タワー新築工事 請負契約の 変更

日程第31 議案第60号 令和元年度 管工-1 宮川流域関連公共下水道 事業 管路施設工事 25工区 請負契約の変更

日程第32 議案第61号 令和元年度 管工-2 宮川流域関連公共下水道 事業 管路施設工事 26工区 請負契約の変更

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま一括上程されました、議案第58号から 議案第61号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、契約額を増額する必要が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により請負契約の変更をお願いするものでございます。

まず、議案第58号 平成30年度 教総-6 明和中学校新校舎建設工事請負契約の変更につきましては、平成30年7月30日の臨時会においてお認めいただいた請負契約の変更です。

次に、議案第59号 平成31年度 防-1 津波対策緊急整備事業 根倉・ 行部津波避難タワー新築工事 請負契約の変更につきましては、令和元年 5月13日の臨時会においてお認めいただいた請負契約の変更です。

次に、議案第60号 令和元年度 管工-1 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 25工区 請負契約の変更につきましては、令和元年6月14日 の定例会においてお認めいただいた請負契約の変更です。

次に、議案第61号 令和元年度 管工-2 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 26工区 請負契約の変更につきましては、令和元年7月30日 の臨時会においてお認めいただいた請負契約の変更です。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

- **○議長(北岡 泰)** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。
- 〇議長(北岡 泰) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(西尾 仁志) 議案第58号 平成30年度 教総−6 明和中学校新校舎建設工事 請負契約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。 提案理由にもございましたが、10月から消費税が8%から10%に増税されることに伴い、今年度4月以降に変更契約をした工事請負費にかかる消費税2%分のみ66万2,580円の増額をするものでございます。

これは国の制度上、完成時期が10月を超えるものは2%分が課税されることから、今回の9月定例会において請負契約の変更をお願いするものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- **〇議長(北岡 泰)** 防災企画課長。
- ○防災企画課長(奥田 昌宏) 議案第59号 平成31年度 防−1 津波対策 緊急整備事業 根倉・行部津波避難タワー新築工事 請負契約の変更につい てのご説明を申し上げます。

消費税率引き上げに伴うものでございまして、議案書60ページをご覧ください。

- 1. 契約の目的でございますが、平成31年度 防-1 津波対策緊急整備事業 根倉・行部津波避難タワー新築工事でございます。
 - 2. 契約の方法は随意契約。
- 3. 契約の金額、変更前 2 億5,866万円、変更後 2 億6,345万円でございます。
- 4. 契約の相手方、三重県多気郡明和町大字行部597番地5 株式会社土屋建設、代表取締役 土屋忠、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

- **〇議長(北岡 泰)** 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(堀 真)** 続きまして、議案第60号 令和元年度 管工-1 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 25工区の請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の62ページをご参照していただきたいと思います。

本件につきましては、6月14日の定例会でお認めをいただいた案件でございまして、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が8%から10%に引き上げられることに伴いまして、請負契約金額を変更させていただくもので、現行契約額1億1,664万円を1億1,880万円、216万円増額させていただくものでございます。

契約の相手方につきましては、株式会社平井組 代表取締役 平井裕でございます。

続きまして、議案第61号 令和元年度 管工-2 宮川流域関連公共下水 道事業 管路施設工事 26工区の工事請負契約につきまして、ご説明をさせ ていただきます。

議案書62ページをご参照していただきたいと思います。

こちらも7月30日の臨時会におきまして、お認めをいただいた案件でございまして、10月1日の消費税の8%から10%に伴いまして、請負契約変更をさせていただくもので、現行契約高9,072万円を7,240万円に、1686万円増額

をさせていただくものでございます。

契約の相手方は、有限会社辻井組 代表取締役 辻井明美でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりました。

まず、議議案第58号 平成30年度 教総-6 明和中学校新校舎建設工事 請負契約の変更の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第58号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第59号 平成31年度 防-1 津波対策緊急整備事業 根倉・行部津波避難タワー新築工事 請負契約の変更の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第59号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第60号 令和元年度 管工-1 宮川流域関連公共下水 道事業 管路施設工事 25工区 請負契約の変更の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第60号の 質疑を終わります。

続きまして、議案第61号 令和元年度 管工-2 宮川流域関連公共下水 道事業 管路施設工事 26工区 請負契約の変更の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで議案第61号の

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論さ れるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第58号 平成30年度 教総-6 明和中学校新校舎建設工事 請負契約の変更の採決を行います。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号 平成31年度 防-1 津波対策緊急整備事業 根倉・行部津波避難タワー新築工事 請負契約の変更を採決します。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号 令和元年度 管工-1 宮川流域関連公共下水 道事業 管路施設工事 25工区 請負契約の変更を採決いたします。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号 令和元年度 管工-2 宮川流域関連公共下水 道事業 管路施設工事 26工区 請負契約の変更を採決いたします。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

以上、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第58号から61号の一括上程~採決

〇議長(北岡 泰) お諮りします。

日程第33 議案第62号から日程第40 議案第69号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、

日程第33 議案第62号 令和元年度明和町一般会計補正予算(第2号)

日程第35 議案第64号 令和元年度明和町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)

日程第36 議案第65号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)

日程第37 議案第66号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計補正予 算(第1号)

日程第38 議案第67号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算(第 2号)

日程第39 議案第68号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)

日程第40 議案第69号 令和元年度明和町水道事業会計補正予算(第1 号)

を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(世古口 哲哉) ただいま一括上程されました、議案第62号から議 案第69号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第62号 令和元年度明和町一般会計補正予算(第2号)につきましては、総額で5,900万円の追加補正をお願いするものでございます。

今回の補正は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることに伴う、追加が主な要因です。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、企画費で、移住支援事業補助等を追加補正でお願いしています。

民生費では、児童保育費で、幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付費 等を追加補正でお願いしています。

衛生費では、清掃費でパッカー車の修繕料等を追加補正でお願いしています。

農林水産業費では、農業振興費で水田土地利用活性化支援助成、漁港費で

航路標識灯の修繕料等を追加補正でお願いしています。

商工費では、商工業振興費で事業所設置奨励金とプレミアム付商品券事業 補助等を追加補正でお願いしています。

土木費では、住宅管理費で上御糸団地の修繕料等を追加補正でお願いしています。

教育費では、中学校管理費で新校舎への備品等移設業務委託料と幼稚園運営費で幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付費等を追加補正でお願いしています。

これに対して、歳入では、主な財源といたしまして、国県支出金、地方特例交付金、繰入金、繰越金をそれぞれ計上しています。

次に、議案第63号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算 (第2号) につきましては、85万9,000円の追加補正をお願いするものでご ざいます。

歳出の主なものといたしましては、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴う、指定管理運営業務委託料等を追加補正でお願いしています。

次に、議案第64号 令和元年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、4,000円の追加補正をお願いするものでございます。 歳出の主なものといたしましては、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴う、電算委託料を追加補正でお願いしています。

次に、議案第65号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) につきましては、360万4,000円の追加補正をお願いするものでご ざいます。

歳出の主なものといたしましては、平成30年度確定分及び令和元年度中間 納付分にかかる消費税納付金等を追加補正でお願いしています。

次に、議案第66号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) につきましては、252万1,000円の追加補正をお願いするものでご ざいます。

歳出の主なものといたしましては、過年度国庫支出金返還金、浄化センター維持修繕料等を追加補正でお願いしています。

次に、議案第67号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、5,188万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、過年度国県等支出金返還金等、一般会 計繰出金等を追加補正でお願いしています。

次に、議案第68号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) につきましては、1万1,000円の追加補正をお願いするものでご ざいます。

歳出の主なものといたしましては、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴う、電算委託等を追加補正でお願いしています。

次に、議案第69号 令和元年度明和町水道事業会計補正予算(第1号)に つきましては、65万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴う県水受水費等を追加補正でお願いしています。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第62号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出第2款・総務費からお願いをいたします。

防災企画課長。

〇防災企画課長(奥田 昌宏) 失礼いたします。

歳出2款・総務費、1項・総務管理費、2目・広報費は2万6,000円の増となります。文書広報費で2万6,000円の増で、11節・需用費、印刷製本費で、

こちらは広報紙作成にかかる経費で、10月以降の消費税率の引き上げに伴う 増額でございます。

- 〇議長(北岡 泰) 総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) 4目・文書管理費で、10万円の補正をお願いして おります。これは1節・報酬で、情報公開審査会委員等報酬で、10万円の追 加補正をお願いするものでございます。

町村会へ委託設置しています情報公開個人情報保護審査会委員の報酬でございます。この度の住民票等のコンビニ交付実施に伴い、明和町個人情報保護条例第9条、電算機結合の制限の規定により審査会開催の必要があることから、追加補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いをいたします。

- **〇議長(北岡 泰)** 防災企画課長。
- ○防災企画課長(奥田 昌宏) 6目・総合行政システム費は27万7,000円の増となります。総合行政システム費で13万2,000円の増で、13節・委託費はシステム保守支援委託料で11万5,000円の増額です。14節・使用料及び賃借料はLG1機器等借上利用料で1万2,000円の増額となります。19節・負担金補助及び交付金は、三重県セキュリティークラウド接続負担金で5,000円の増額です。行政チャンネル費で14万5,000円の増で、13節・委託費、番組制作等業務委託料で14万5,000円の増額です。

いずれも10月以降の消費税率引き上げに伴う増額でございます。

7目・企画費は、102万1,000円の増となります。企画費で102万1,000円の増で、11節・需用費、印刷製本費は総合計画等のアンケートにかかる印刷製本費で3,000円の増額です。13節・委託料は、総合計画及び総合戦略策定支援業務委託料で、1万8,000円の増額です。

いずれも消費税率引き上げに伴う増額でございます。

19節・負担金補助及び交付金は100万円の増で、移住支援事業補助金として100万円増額するものでございます。移住支援事業に関しましては、三重

県が地方創生事業の一環として、仮称ではございますが、移住就業マッチング支援事業を実施し、県内の市町と連携して、首都圏1都3県、これは東京、埼玉、千葉、神奈川でございますが、こちらの方が三重県に移住して就労した場合に、補助金を交付するといった制度でございます。

現段階では、三重県の要綱は公開されておりませんが、今月末には示される見込みでございます。この制度では、移住された場合に、1世帯あたり100万円を交付するもので、交付は居住する市町が行うということになっております。4分の3が県からの補助となっております。対象者は指定の都市圏に5年以上居住し、5年以上通勤していた方で、移住後5年以上継続居住する意思のある方となっております。

明和町での交付要綱案は作成しておりますが、国の内示と県の要綱が公開され次第、正式な要綱として制定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

- **〇議長(北岡 泰)** 2項・町税費、税務課長。
- ○税務課長(山口 隆弘) 2項・徴税費、1目・税務総務費で、47万1,000円の増額をお願いしています。13節・委託料につきましては、45万1,000円の増額となっており、消費税及び地方消費税の税率が引き上げされるもので、電算委託料7万1,000円、固定資産管理システム移動修正業務委託料12万2,000円、評価鑑定業務委託料等22万円、地籍図修正作業委託料3万8,000円の補正をお願いするもので、すべて消費税の引き上げのものでございます。

14節・使用料及び賃借料は、Lタックスシステム料で2万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましても、消費税及び地方消費税の税率が引き上によるものでございます。

2目・収税対策費、13節・委託料は電算委託料で、1万6,000円の増額を お願いするもので、これにつきましても消費税及び地方消費税の税率の引き 上げによるものでございます。

〇議長(北岡 泰) 3項・戸籍住民基本台帳費、人権生活環境課長。

〇人権生活環境課長(松井 友吾) 次のページをお願いいたします。

3項・住民基本台帳費につきましては、80万円4,000円の補正をお願いいたします。9節・旅費8万2,000円につきましては、2月から始まる証明書のコンビニエンスストアの交付の構築作業に伴う工程試験にかかる2人分の旅費でございます。この工程試験は、全国のコンビニエンスストアと連携をしている東京にございますけれども、地方情報システム機構のサーバーを実際に使用しまして、本当に全国のコンビニエンスストアで交付ができるかどうかの試験を行うものでございます。

その下の電算委託料36万3,000円は、印鑑登録システムの旧姓表示や男女の別の表記について、システム改修をするものでございます。

次の住民基本台帳ネットワークシステム費の委託料32万9,000円と、その下の戸籍コンピュターシステム費3万円につきましては、消費税増税分でございます。

以上です。

- **○議長(北岡 泰)** 3款・民生費、1項・社会福祉費、福祉ほけん課長。
- ○福祉ほけん課長(吉川 伸幸) 3款・民生費、1項・社会福祉費、2目・ 国民健康保険事務費、13節・委託料に1万7,000円の増額をお願いしております。

こちらは国民健康保険税システムの電算委託料について、消費税の増額分をお願いするものでございます。

3目・後期高齢者医療事務費、28節・繰出金に1万1,000円の増額をお願いしております。こちらは後期高齢者医療特別会計の繰出金でございます。 詳細は後期高齢者医療特別会計繰入金のところで、ご説明申し上げます。

4目・国民年金事務費、13節・委託料に2,000円の増額をお願いしております。こちらは国民年金システムの電算委託料について、消費税の増額をお願いするものでございます。

5目・障がい者福祉費、14節・使用料及び賃借料に5,000円の増額をお願

いしております。こちらは福祉サービス審査システムの使用料につきまして、 消費税の増額分をお願いするものでございます。

6目・高齢者福祉費、28節・繰出金に38万8,000円の増額をお願いしております。こちらは介護保険特別会計への繰出金でございます。詳細は介護保険特別会計繰入金のところで、ご説明を申し上げます。

- **〇議長(北岡 泰)** 人権生活環境課長。
- ○人権生活環境課長(松井 友吾) 次の人権センター費、7節・賃金47万 1,000円につきましては、人権センター職員が産前・産後及び育児休業に入 るための臨時職員の賃金でございます。
- **〇議長(北岡 泰)** 2項・児童福祉費、教育総務課長。
- ○教育総務課長(西尾 仁志) 2項・児童福祉費、3目・保育施設管理費ですが、12ページの保育施設管理費におきまして、なりひら保育所について、4月から廃園をしておりますが、一部を観光商社の事務所や自治会からの要望による部屋の貸し出しをすることとなったことから、光熱水費や各種点検委託料の追加をお願いするものです。

まず、なりひら分といたしまして、電気料で85万円、水道料で15万円をお願いしております。施設等修繕料では13万1,000円の計上で、これはみどり保育所で保育室の空調に故障が発生し、保育室で空調が止まってしまうと保育ができなくなってしまうため、早急に修繕をさせていただいたものでございます。

14ページをご覧いただきますと、まず委託料では16万3,000円をお願いしておりますが、内訳といたしまして、電気保安委託料は廃園になったなりひら保育所にかかるものでございます。消防用設備等点検委託料の5万4,000円についても同様でございます。その下のAED使用料につきましても、同様の考え方から追加補正をお願いするものでございます。

- **〇議長(北岡 泰)** こども課長。
- **〇こども課長(西村 正樹)** 13ページの2項・児童福祉費、7目・児童保育

費で、2,616万4,000円の増額をお願いしております。内訳は14ページの上段部分になります。12節・役務費につきまして3万5,000円の増額をお願いしています。これは児童教育無償化事業として、料金等の決定通知等の郵送料の増額をお願いするものでございます。

6月補正でお認めいただいた国からの100%の交付金による、事務経費の 追加をお願いするものでございます。

その下の20節・扶助費につきまして、2,612万9,000円の増額をお願いしております。その内訳につきましては、保育所運営費とこども園運営費にわけてあります。まず、保育所運営で290万1,000円の増額をお願いしております。これは施設給付費で無償化に伴い、国が負担する私立の保育所の保育料及び給食費の一部の副食費にかかる給付費112万5,000円の増額と、子育てのための施設等利用給付事業費としまして、無償化に伴う町内外の認可外保育所に通うお子さんの保育料として、国が負担します保育料につきまして、給付費177万6,000円の増額をお願いするものでございます。

また、こども園運営費としまして、2,322万8,000円の増額をお願いしております。これは無償化に伴い国が負担する私立の認定こども園の保育料及び給食費の一部の副食費にかかる給付2,265万6,000円の増額と、それと子育てのための施設等利用給付事業費としまして、無償化に伴う私立の認可こども園に通う幼稚園部のお子さんの延長保育料として、国が負担します延長保育料につきまして、給付費57万2,000円の増額をお願いするものでございます。

- ○議長(北岡 泰) 4款・衛生費、1項・保健衛生費、人権生活環境課長。
- **○人権生活環境課長(松井 友吾)** 4款・衛生費、環境センター運営費、13 委託料の施設維持管理委託料1万3,000円と、電気保安委託料4,000円につき ましては、どちらも消費税増税分でございます。

続きまして、塵芥収集費の備品修繕料パッカー車の修繕料で、今年は4月に大きな修繕が2件ございまして、5月以降も平年並の修繕がございました。 現時点におきまして、修繕予算が不足しておりますので、昨年の実績に基づ きまして、前年度同月、同時点移行の見込額の分としまして、150万円の補 正をお願いするものでございます。

- **○議長(北岡 泰)** 6目・母子衛生費、健康あゆみ課長。
- **○健康あゆみ課長(西岡 郁玲)** 母子衛生費におきまして、一般財源から国 庫支出金へ財源振替でございます。
- **〇議長(北岡 泰)** 6 款・農林水産業費、1 項・農業費、農業委員会事務局 長。
- 〇農業委員会事務局長(大西 孝明) 農業委員会費、13節・委託料3,000円 の増額補正でございますが、農地管理システム保守委託の電算委託料にかか る消費税及び地方消費税の増税分でございます。
- **〇議長(北岡 泰)** 農水商工課長。
- ○農水商工課長(菅野 売) 2目・農業総務費で、2万円の追加をお願いしております。8節・報償費、鳥獣被害防止総合対策協議会委員謝金分で、農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、地域関係者が一体となった地域ぐるみの取り組みを進めていくため、事業の交付要件でもあります協議会の立ち上げをいたしたく、委員謝金の補正のお願いするものです。委員構成は猟友会、農協、農業共済、自治会代表等を想定しております。

続きまして、3目・農業振興費で317万1,000円の追加をお願いします。内 訳としましては、農業振興費の19節・負担金補助及び交付金、水田土地利用 活性化支援助成300万円で、水田における麦・大豆などの食料自給率の低い 作物の作付機械導入等に対する助成金でございまして、2件の農家より大豆 用収穫機と麦用収穫機の購入に伴う申請があったため、補正をお願いするも のでございます。

それから、16ページになりますが、経営所得安定対策事業の電算委託料 17万1,000円は、制度改正に伴う電算システムのプログラム修正を行うもの で、改修費用につきましては、全額国庫補助でございます。

続きまして、5目・農地費で171万8,000円の追加補正をお願いしておりま

す。内訳としましては、農地費として、11節・需用費の幹線排水路等修繕料 50万円が、農業用用水路、排水路、農道等、農業用施設の復旧に対する補正 でございます。

次に、排水機場の11節・施設等修繕料は、先の委員会でも報告させていただきました行部排水機場内にあります、強制排水ゲートの開閉動作不良に対するメネジゴマ等の部品の交換修繕、それから他の排水機場でブレーカー、電磁接触機器交換、集中監視システムのUPS電池交換等で、計120万円をお願いいたします。

それから12節・役務費、ネットワーク使用料6,000円、13節・集中管理システムメンテナンス委託料9,000円は、消費税率の引き上げに伴う追加補正でございます。

斎宮きららの森維持管理費の木製遊具点検委託料3,000円についても、同様に消費税引き上げに伴う追加補正でございます。

続きまして、2項・水産業費、2目・漁港費で、100万円の追加をお願い しております。下御糸漁港に帰港するための目印として設置しております標 識灯が不点灯のため、仮設の標識灯にて対応している状況です。当該施設は 設置後、約20年が経過し老朽化が進んでいることから、電気機器類の整備も 含め修繕を行いたく、追加補正をお願いいたします。

続きまして、7款・商工費、1項・商工費、2目・商工業振興費で1,051 万5,000円の追加をお願いいたします。内訳は商工業振興費が、19節・負担 金補助及び交付金の事業所設置奨励金で111万8,000円の追加です。本奨励金 は新設・増設した施設の固定資産税相当額分を、要綱に基づき3年間交付す るもので、申請済みの2件の事業所について、奨励金の額が決定したことに よりまして、補正をお願いするものです。

プレミアム商品券事業の12節・役務費55万2,000円は、郵送料の補正で購入引換券の郵送を、当初は普通郵便の料金で計上しておりましたが、確実に申請者に届けることができるよう特定記録郵便扱いといたしたく、追加補正

をお願いいたします。

また、プレミアム商品券補助884万5,000円につきましては、商品券の購入可能対象者の人数が当初見込みより増加したこと。またそれに伴いまして、商品券の印刷製本費、販売手数料、換金手数料等の各種取扱手数料等が増えたことによるものでございます。

- **〇議長(北岡 泰)** 斎宮跡・文化観光課長。
- ○斎宮跡・文化観光課長(中野 敦夫) 4目・観光費で4万7,000円の追加をお願いします。13節・委託料で4万7,000円の追加です。内訳としまして、三重テレビ情報発信番組制作放送委託料で7,000円、観光関係啓発業務委託料で3万9,000円、消防用設備点検委託料で1,000円を追加するもので、いずれも消費税の税率引き上げに伴うものでございます。
- ○議長(北岡 泰) 8款・土木費、4項・都市計画費、上下水道課長。
- **〇上下水道課長(堀 真)** 13節・委託費で5,000円の補正をお願いさせていただいております。こちらは消費税法改正に伴いまして、下水道の料金システム運用保守委託料の増でございます。

以上でございます。

- **〇議長(北岡 泰)** 続きまして、まち整備課長。
- **○まち整備課長(西尾 直伸)** 8款・土木費、5項・住宅費、1目・住宅管理費で52万円の増額補正をお願いしています。1節の報酬費で2万円の増額をお願いしています。これは町営住宅入居者の資格審査委員をする資格審査員の報酬でございます。

今年度は5月に一度開催しておりまして、8月にも退室がありまして、空き室が2戸となったため、新しい入居者を募集し、資格審査会を開催するため不足する報酬費でございます。

それから、11節・住宅管理費の需用費で、施設修繕料50万円の増額補正を お願いしております。南野小集落、上御糸団地等で補修が重なり、現在の予 算をほぼすべて執行しておる状況でございますので、今後の修繕料を見込ん で50万円補正するものでございます。

- ○議長(北岡 泰) 10款・教育費、1項・教育総務費、教育総務課長。
- ○教育総務課長(西尾 仁志) 1項・教育総務費、1目・教育委員会費の18 ページの教育委員会総務費で15万円をお願いしております。内訳につきましては、郵送料で5万円、電算委託料で10万円でございますが、これは今年度当初において、子ども・子育て支援計画の作成委託料を計上しましたが、作成経費の節減により、アンケート等を自前で行うこととなったため、郵送料や無作為抽出の電算委託料が必要となってきたための事務経費をお願いするものでございます。
- **〇議長(北岡 泰)** こども課長。
- **〇こども課長(西村 正樹)** 4目・給食運営費で17万3,000円の増額をお願いしております。18ページの13節・委託料の17万3,000円でございますが、中学校の給食調理業務委託におきまして、消費税の増税分をお願いするものでございます。
- **〇議長(北岡 泰)** 2項・小学校費、教育総務課長。
- ○教育総務課長(西尾 仁志) 2項・小学校費、1目・学校管理費の18ページの小学校管理費の電気保安委託料で1万4,000円をお願いしております。 これは今年度、大淀小学校の特別教室のエアコン等の設置をしておりますが、こちらキュービクルの容量が増えまして、高圧充電となることから電気保安委託料が増加するものでございます。
- **〇議長(北岡 泰)** こども課長。
- **〇こども課長(西村 正樹)** 2目・学校運営費で9,000円の増額をお願いしております。18ページの下段の12節・役務費の9,000円ですが、小学校3年生から6年生を対象に、10月以降に行う学校満足度調査QU調査におきまして、消費税の増税分をお願いするものでございます。
- **〇議長(北岡 泰)** 3項・中学校費、教育総務課長。
- **○教育総務課長(西尾 仁志)** 19ページの3項・中学校費の1目・学校管理

費で500万円の補正をお願いししております。これは内訳といたしまして、20ページの中学校建設事業において、新校舎への引っ越し業務の委託料を計上するものでございます。現在、建設中の中学校校舎の工事が11月末に完成引き渡し後、12月中に引っ越しを実施する予定でございます。1月から授業が始められるように計画をしておりますため、新校舎でも使用できる教材や機材を運ぶための委託料でございます。

- **〇議長(北岡 泰)** こども課長。
- **Oこども課長(西村 正樹)** 2目・学校運営費で7,000円の増額をお願いしております。20ページになりますが、12節・役務費の7,000円ですが、小学校費と同様に、中学校の全生徒を対象に10月以降に行う学校満足度調査のQU調査におきまして、消費税の増税分をお願いするものでございます。
- **○議長(北岡 泰)** 4項・幼稚園費、教育総務課長。
- ○教育総務課長(西尾 仁志) 4項・幼稚園費、1項・施設管理費で20ページの幼稚園施設管理費におきまして、廃園となった双葉、旭ケ丘両幼稚園分の6万7,000円のAEDの使用料をお願いしております。これは5年間の契約となっておりまして、現在3年目でございますが、契約期間途中で解約をすると、残りの2年分の解約金が発生することから、契約を続行し、設置要望が出ております小学校の校舎に移設をするものでございます。
- **〇議長(北岡 泰)** こども課長。
- 〇こども課長(西村 正樹) 19ページの4項・幼稚園費、2目・幼稚園運営費で187万1,000円の増額をお願いしております。内訳は20ページの中段の20節・扶助費につきまして、施設型給付費で無償化に伴い国が負担する私立の幼稚園の保育料及び給食費の一部の副食費にかかる給付費98万3,000円の増額と、子育てのための施設等利用給付事業費で、無償化に伴う民公幼稚園に通うお子さんの保育料につきまして、国が負担します保育料の給付費88万8,000円の増額をお願いするものでございます。
- **〇議長(北岡 泰)** 5項・社会教育費、教育総務課長。

○教育総務課長(西尾 仁志) 5項・社会教育費、2目・社会教育費で、32 万6,000円を計上しておりますが、20ページの教育集会所事業で、消防署の 設備点検により老朽化や経年劣化による消防関連施設の指摘があったことか ら、安心して事業が進められるように修繕等を実施するものでございます。

内訳につきましては、まず施設等修繕料 6 万1,000円で、非常時警報盤や蓄電池の修理、消防用設備等点検業務委託料の12万円では、半年ごとの点検委託料、浄化槽清掃保守点検委託料5,000円では、こちらは消防関係ではないのですが、下水道の供用開始による妻ケ広教育集会所の浄化槽撤去による清掃及び消毒委託、施設用備品購入14万円につきましては、防煙カーテンと防煙カーペットの購入をお願いするものでございます。

- **〇議長(北岡 泰)** 斎宮跡・文化観光課長。
- ○斎宮跡・文化観光課長(中野 敦夫) 4目・文化財保存活用費、28節・繰出金で85万9,000円の追加です。これは斎宮跡跡保存事業特別会計への繰出金でございます。詳細につきましては、特別会計で説明させていただきます。
- **〇議長(北岡 泰)** 教育総務課長。
- ○教育総務課長(西尾 仁志) 5目・ふるさと会館費では、20ページのふる さと会館運営管理費といたしまして、施設管理運営委託料で40万5,000円の 追加補正をお願いしております。

この指定管理委託は、現在、平成27年度から5年間の債務負担行為により 実施しており、今年度が最後の年度となりますが、10月からの消費税2%の 増加により、年度末の3月までの半年分の増税対応が必要となるため、予算 の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、19ページの6項・保健体育費、1目・保健体育総務費のこちら20ページで、保健体育総務費の負担金補助及び交付金、さらに22ページをご覧いただきますと、全国大会等参加選手強化費補助で50万円の追加補正をお願いしております。

今年度においても老若男女を問わず全国大会に出場される団体や個人の方

が多くいらっしゃることから、町としては大変喜ばしいことでございますが、 今後予算の不足が見込まれることから補正により増額をお願いするものでご ざいます。

〇議長(北岡 泰) お諮りします。

説明の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。1時まで。

(午前 11時 55分)

〇議長(北岡 泰) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前 1時 00分)

◎議案第62号の詳細説明続き

○議長(北岡 泰) 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ 歳入をお願いいたします。

10款・地方特例交付金、こども課長。

〇こども課長(西村 正樹) 失礼します。

10款・地方特例交付金、3項・子ども・子育て支援臨時交付金、1目・子ども・子育て支援臨時交付金、1節・子ども・子育て支援臨時交付金で、6,400万円の増額をお願いしております。これは無償化に伴います幼稚園、

保育所、こども園での保育料や給食費等の保護者負担額において、10月から 無償化になる国が負担します交付金を計上しております。

続きまして、14款・使用料及び手数料、1項・使用料、5目・教育使用料で、3,600万円の減額をお願いしています。これは無償化に伴い公立の幼稚園、保育所、こども園での保育料等の保護者負担が国の負担となり、先ほど述べさせていただきました臨時交付金に変わるため、減額をお願いするものでございます。

続きまして、15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金で1,032万3,000円の減額をお願いするものでございます。これは6月補正でお認めいただいた無償化に伴う事務経費につきまして、子ども・子育て支援事業補助を国庫補助金で受け入れるようにしておりましたが、県を通しての交付となることから県補助金への組替えによる減額でございます。

- ○議長(北岡 泰) 健康あゆみ課長。
- 〇健康あゆみ課長(西岡 郁玲) 2目・民生費国庫補助金、2節・障がい者 地域生活支援事業費等補助金におきまして、2万4,000円の補正をお願いし ております。この地域生活支援促進事業費等補助は、障がい者虐待防止や権 利擁護に関する研修等の実施や連携協力体制の整備等を行う事業に対して、 国庫補助金の対象となることから計上しております。補助率は2分の1でご ざいます。

続きまして、3目・衛生費国庫補助金、1節・衛生費国庫補助金におきまして、2万5,000円の補正をお願いしています。この地域自殺対策強化事業補助は、地域自殺対策計画に基づき実施する自殺対策に関する啓発事業等に対して国庫補助金の対象となることから計上しております。補助率は2分の1でございます。

- **〇議長(北岡 泰)** 農水商工課長。
- **〇農水商工課長(菅野 亮)** 6目・商工費国庫補助金で939万7,000円の追加

をお願いしております。 1 節・商工費国庫補助金のプレミアム付商品券事業補助で、補助率は100%でございます。歳出でも説明申し上げました商品券の購入可能対象者見込みが増えたことによる追加でございます。

- ○議長(北岡 泰) 16款・県支出金、2項・県補助金、防災企画課長。
- O防災企画課長(奥田 昌宏) 16款・県支出金、2項・県補助金、1目・総務費補助金は75万円の増額となります。1節・総務費補助金で75万円の増額で、明和町が実施する移住支援事業補助に対する三重県移住支援事業補助金で補助率は4分の3でございます。歳出でご説明申し上げました事業費100万円に対する4分の3、75万円を計上いたしました。

よろしくお願いをいたします。

- **〇議長(北岡 泰)** 続きまして、こども課長。
- 〇こども課長(西村 正樹) 2目・民生費補助金、2節・児童福祉費補助金で1,035万8,000円の増額をお願いしております。これは先ほどご説明いたしました民生費国庫補助金から県補助金への組替額1,032万3,000円と歳出の時にご説明いたしました、幼児教育無償化での国からの100%補助による郵送料の3万5,000円の額を合わせた額を計上しております。
- **〇議長(北岡 泰)** 農水商工課長。
- 〇農水商工課長(菅野 亮) 4目・農林水産業費補助金で17万1,000円の追加をお願いします。1節・農業費補助金、直接支払推進事業補助の追加で、経営所得安定対策事業の制度改正に伴う電算システムのプログラム修正に対する補助で、補助率100%でございます。
- ○議長(北岡 泰) 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、福祉ほけん課長。
- ○福祉ほけん課長(吉川 伸幸) 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、1目・介護保険特別会計繰入金に1,142万5,000円の補正をお願いしております。これは平成30年度の介護保険事業の精算に伴い、超過した一般会計から負担していただいているものにつきまして、特別会計から戻すために繰り入れるものでございます。

- ○議長(北岡 泰) 20款・繰越金、1項・繰越金、総務課長。
- **〇総務課長(浅尾 恵次)** 7ページをご覧ください。

20款、1項、1目、1節の繰越金でございます。917万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。前年度繰越金でございます。

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案書の69ページ、第2表 債務負担行為 をお願いします。

こども課長。

〇こども課長(西村 正樹) 失礼します。

第2表 債務負担行為で、明和中学校給食調理業務として、当初平成30年度から令和2年度までの3年間における委託料の限度額5,139万3,000円をお認めいただいた債務負担行為ですが、消費税の増税に伴い来年度の令和2年度の増税分31万8,000円を債務負担行為として、追加設定させていただくものです。

今年度の増税分につきましては、この定例会の補正予算において、17万 3,000円でお願いしております。

よろしくお願いいたします。

○議長(北岡 泰) 以上で、議案第62号の詳細説明を終わります。

◎議案第63号の詳細説明

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案第63号の説明を、歳入歳出合わせて お願いをいたします。

斎宮跡・文化観光課長。

〇斎宮跡・文化観光課長(中野 敦夫) 斎宮跡保存事業特別会計補正予算 の説明をさせていただきます。

まず歳出から説明いたします。

予算書7ページ、8ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、3目・体験学習施設等管理費で85万9,000円の追加をお願いいたします。13節・委託料で施設管理運営委託料、指定管理の委託ですが84万7,000円の追加です。

また、設備管理業務委託料で1万2,000円の追加をお願いいたします。これはいずれも消費税の税率の引き上げに伴うものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

戻っていただきまして、予算書5ページ、6ページをご覧ください。

3款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金、1節・一般会計繰入金85万9,000円の追加です。歳出の不足する分について、一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

〇議長(北岡 泰) 以上で、議案第63号の詳細説明を終わります。

◎議案第64号の詳細説明

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案第64号の説明を、歳入歳出合わせてお願いをいたします。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長(吉川 伸幸) 国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

歳出のほうから説明させていただきます。

説明書の7ページ、8ページをお願いいたします。

4款・保健事業費、1項・保健事業費、1目・保健衛生普及費に4,000円の増額をお願いしております。内訳としましては、13節・委託料に4,000円を計上しております。こちらは医療費通知作成にかかる国民健康保険システムの電算委託料につきまして、消費税の増額分をお願いするものでございま

す。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

6款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金に4,000円の増額をお願いしております。内訳としましては、1節・繰入金4,000円を計上しております。こちらは前年度繰越金で、先ほどの電算委託料の増額にかかる調整分を計上しております。

以上です。

○議長(北岡 泰) 以上で、議案第64号の詳細説明を終わります。

◎議案第65号の詳細説明

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案第65号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

上下水道課長。

〇上下水道課長(堀 真) 失礼いたします。

農業集落排水事業特別会計をご説明させていただきたいと思います。

農業集落排水事業特別会計の7ページ、8ページをご参照していただきた いと思います。

まず、第1款・事業費、1項・農業集落排水事業費、1目・農業集落排水 総務費でございます。23節・償還金利子及び割引料で、20万円を計上させて いただいております。こちらは多気郡農協が所有しておりました、坂本地内 の養鶏場跡の開発に伴うもので、当初予算で21区画の分担金の償還金を計上 させていただきましたが、2区画を1区画に利用するという利用変更がござ いまして、公共枡が1つ減ったことによります追加補正でございます。

続きまして、27節・公課費で340万4,000円の補正をお願いさせていただい

ております。こちらは消費税の納税額の増によるものでございます。消費税は仮払消費税から仮払消費税の残りを納付税となります。当事業は28年度までは補助でもらい事業を実施しておりましたが、27年度から納税が始まってきております。平成30年度の支払いにつきましては、本年3月に中間払いを行い、9月に確定払いを実施させていただくところでございます。

料金収入につきましては、大きな変動はございませんが、委員会等でもご 説明させていただきましたように、起債償還金、こちらが一般財源を充当し ていただいておりまして、一般財源は特定収入とならないということになり、 支出からの控除が賦課となるため、課税金額が増え340万4,000円の不足が生 じましたので、補正をお願いさせていただくものでございます。

次に、2目・維持管理費で財源振替をお願いさせていただいております。 これは歳入で使用料の消費税が上がったため、使用料が増となるため一般財 源に組み替えさせていただいておるようなものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

5ページ、6ページのほうをご参照していただきたいと思います。

まず消費税改正に伴いまして、農業集落排水事業使用料金38万3,000円の増をお願いさせていただいております。歳入につきましては、平成30年度より繰越金を充当させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長(北岡 泰) 以上で、議案第65号の詳細説明を終わります。

◎議案第66号の詳細説明

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案第66号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

上下水道課長。

〇上下水道課長(堀 真) 続きまして、公共下水道事業特別会計のご説明を させていただきたいと思います。

公共下水道事業特別会計の7ページ、8ページをご参照していただきたい と思います。

まず、第1款・事業費、1項・公共下水道事業費、1目・公共下水道総務費、23節・償還金利子及び割引料で、22万1,000円の追加補正をお願いさせていただいております。

まず償還金10万円でございます、こちらにつきましては、公共枡の設置申請に基づきまして、4回の分納分のうち2回お支払いされた方が、お亡くなりになりました。そのことに伴いまして、償還金を返させていただきたいというふうに考えております。

次に過年度国県等支出金の返還金といたしまして、12万1,000円を計上しております。日本下水道事業団に明和浄化センターのOD槽の増設を委託した際に、管理経費に違算がございまして、歳入で説明させていただきます25万円の償還金、そのうちの55%が国費が含まれているため、それを予算計上させていただくものでございます。

続きまして、3目・維持管理費で、施設修繕料で230万円の補正をお願い しております。明和浄化センターに設置しております汚濁負荷量演算機の故 障に伴いまして、修繕費の増額補正をお願いさせていただいております。明 和浄化センター、平成15年に供用開始させていただきまして、16年が経過し ており、既に耐用年数を超過しております。

現時点では調整を行い辛うじて動いている状態でございますが、いつ何ど き止まるかわからない状況となっておりますので、修繕費で補正をお願いさ せていただいておるところでございます。

2款、1節・公債費で、歳入で消費税還付金が減額になったことにより、 財源を一般財源に振り替えをさせていただいているような状況でございます。 次に、歳入をご説明をさせていただきます。 5ページ、6ページをご覧いただきたいと思います。

まず、2款・使用料及び手数料、2項・使用料で47万8,000円の増額をお願いさせていただいております。こちら明和処理区が46万1,000円、宮川処理区が1万7,000円ということで、消費税改正に伴い公共下水道料金を上げさせていただくものでございます。

次に、繰越金として、前年度繰越金361万7,000円を計上させていただいて おります。

次に、第6款・諸収入、2項・消費税還付額について、182万4,000円の減額をお願いさせていただいております。当事業この起債は、5年据置の30年償還ということで、明和浄化センターのOD槽を設置させていただいた起債の償還、こちらを一般会計から繰り入れていただくことにより、消費税があがったことにより、還付金が減ったということで考えさせていただいております。

次に、雑入といたしまして、25万円を計上させていただいております。明和町と日本下水道事業団建設工事協定を締結した際、明和浄化センターOD槽の設置に伴い、平成26年から28年度の管理諸費につき、違算があったということの中で25万円が返還されるということの中で計上させていただいておる次第でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(北岡 泰) 以上で、議案第66号の詳細説明を終わります。

◎議案第67号の詳細説明

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案第67号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

福祉ほけん課長。

〇福祉ほけん課長(吉川 伸幸) 介護保険特別会計補正予算について、説明 を申し上げます。

介護保険特別会計の7ページ、8ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費に4,008万2,000円の 増額をお願いしております。

内訳としましては、23節・償還金利子及び割引料に4,008万2,000円を計上しております。これは過年度国県等支出金返還金で、平成30年度事業の精算に伴い、返還が生じた国県社会保険支払基金からの負担金の返還金でございます。

2項・徴収費、1目・賦課徴収費に4,000円の増額をお願いしております。 内訳としましては、11節・需用費2,000円を計上しております。これは介護 保険料の納付書に関わる印刷製本費につきまして、消費税の増額分をお願い するものでございます。

また、13節・委託料に2,000円を計上しております。これは税情報作成作業にかかる介護保険システムの電算委託料につきまして、消費税の増額分をお願いするものでございます。

- ○議長(北岡 泰) 3款・地域支援事業費、3項・包括的支援事業、任意事業費、健康あゆみ課長。
- ○健康あゆみ課長(西岡 郁玲) 3目・包括的継続的ケアマネジメント支援 事業施費、13節・委託料で電算委託料におきまして、6万6,000円の追加補 正をお願いしています。これは現在使用している介護予防プラン作成と請求 事務等を行うためのシステムが、本年12月末で5年間の使用期限が終了とな るため、新端末の導入のための費用にかかる消費税増税分に関して、追加補 正をお願いするものでございます。

続きまして、5目・在宅医療介護連携推進事業費、19節・負担金補助及び 交付金で過年度松阪地域在宅医療介護連携拠点分担金におきまして、1万 2,000円の追加補正をお願いしています。これは平成30年度の松阪地域在宅 医療介護連携拠点分担金の精算額確定におきまして、不足が生じたため追加補正をお願いするものでございます。

- ○議長(北岡 泰) 5款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、福祉ほけん課長。
- ○福祉ほけん課長(吉川 伸幸) 5款・諸支出金、1項・償還金及び還付加 算金、1目・第1号被保険者保険料還付金に30万円の増額をお願いしており ます。

内訳としましては、23節・償還金利子及び割引料に30万円を計上しております。これは過年度申告等により過年度の保険料が減額されたことに伴う、保険料の還付金でございます。今後の支払見込みにより予想される不足分を計上しております。

それから、2項・繰出金、1目・一般会計繰出金に1,142万5,000円の増額をお願いしております。内訳としましては、28節・繰出金に1,142万5,000円を計上しております。これは平成30年度事業の精算に伴い、超過して一般会計から負担していただいたものについて、返還するため一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入の説明に移らさせていただきます。

5ページ、6ページ目をお願いいたします。

6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、3目・地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外に38万4,000円を計上しております。内訳としまして、1節・現年度分に7万8,000円を計上しております。これは地域支援事業に関わる補正分について、一般会計より繰り入れるものでございます。

また、2節・過年度分に30万6,000円の増額をお願いしております。これは30年度の地域支援事業の精算に伴い、町が負担すべき額の不足分について、一般会計から繰り入れるものでございます。

4目・事務費繰入金に4,000円の増額をお願いしております。内訳としま

しては、1節・事務費繰入金4,000円でございます。これは徴収費の補正額 にかかる分を一般会計から繰り入れるものでございます。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金に5,150万1,000円の増額をお願いしております。1節・繰越金でこれは前年度の繰越金で、歳入歳出の調整分を計上しております。

○議長(北岡 泰) 以上で、議案第67号の詳細説明を終わります。

◎議案第68号の詳細説明

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案第68号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

福祉ほけん課長。

〇福祉ほけん課長(吉川 伸幸) 後期高齢者医療特別会計補正について、説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計、7ページ、8ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費に7,000円の増額をお願いしております。内訳としましては、13節・委託料に7,000円を計上しております。こちらは後期高齢者医療システムの電算委託料について、消費税の増額分をお願いするものでございます。

2項・徴収費、1目・徴収費に4,000円の増額をお願いしております。内 訳としましては、11節・需用費に2,000円を計上しております。こちらは後 期高齢者医療保険料の納付書にかかる印刷製本費につきまして、消費税の増 額分をお願いするものであります。

また、13節・委託料に2,000円を計上しております。こちらは後期高齢者 医療保険料徴収等にかかる電算委託料につきまして、消費税の増額分をお願 いするものでございます。 次に、歳入の説明に移らさせていただきます。

5ページ、6ページ目をお願いいたします。

3款・一般会計繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・事務費繰入金に1 万1,000円の増額をお願いしております。内訳は1節・事務費繰入金に1万1,000円を計上しております。こちらは先ほどの総務費、一般管理費と徴収費の補正にかかる分を一般会計から繰り入れるものでございます。

○議長(北岡 泰) 以上で、議案第68号の詳細説明を終わります。

◎議案第69号の詳細説明

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案第69号の説明を、歳入歳出合わせてお願いいたします。

上下水道課長。

〇上下水道課長(堀 真) 失礼いたします。

水道事業特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

予算書、企-3、企-4、議案書は88ページのほうをご参照していただき たいと思います。

まず、支出の方からご説明させていただきます。

1款・水道事業費用、1項・営業費用、1目・原水及び上水費でございます。26節・受水費で62万円の補正をお願いしております。これは消費税法改正に伴いまして、県から受水費を受ける、こちらが増額になることによるものでございます。

次に、2目・配水及び給水費、14節・通信運搬費で1万円の増額をお願い しております。これも消費税増税改正に伴うものでございます。水源地の施 設監視システムの通信使用料の増額をお願いしております。

次に、3目・総係費、16節・委託費で2万円の増額をお願いしております。

これも消費税増税に伴うもので会計システム保守管理委託料の増額をお願いさせていただいております。

次に、収入を説明させていただきます。

1款・水道事業収入、1営業収入、給水収入、水道料金で300万円の増額をお願いしております。これは消費税法改正に伴う料金の増に伴うものでございます。

次に、2目・その他営業収益、1手数料で21万円の増をお願いしております。水道法改正に伴います指定給水装置工事事業者の指定更新時に伴いますもので、増額をお願いすものでございます。

以上でございます。

○議長(北岡 泰) 以上で、議案第69号の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は、9月19日に行 うことといたします。

以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

◎認定第1号から認定第9号の一括上程~採決

〇議長(北岡 泰) お諮りします。

日程第41 認定第1号から日程第49 認定第9号を一括上程し、議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

〇議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、

日程第41 認定第1号 平成30年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

- 日程第42 認定第2号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳 出決算認定
- 日程第43 認定第3号 平成30年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定
- 日程第44 認定第4号 平成30年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定
- 日程第45 認定第5号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定
- 日程第46 認定第6号 平成30年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定
- 日程第47 認定第7号 平成30年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定
- 日程第48 認定第8号 平成30年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定

日程第49 認定第9号 平成30年度明和町水道事業決算認定 を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(世古口 哲哉) ただいま一括上程されました、認定第1号から認定第9号まで、平成30年度明和町一般会計歳入歳出決算認定のほか、7つの特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業決算につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、7月12日から14日間の日程で審査を受けました関係書類を、監査委員の意見書とともに提出させていただきましたので、その概要につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、平成30年度の決算額の概要でございますが、一般会計の決算規模は、 歳入総額102億6,764万6,432円、歳出総額95億7,953万846円で、歳入歳出差 引額は6億8,811万5,586円となりました。 この額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、4億2,186万円の黒字となったものの、単年度収支額については、3,588万2,000円、実質単年度収支額についても1億1,095万6,000円それぞれ赤字となりました。

また、特別会計の決算規模は、斎宮跡保存事業特別会計ほか6つの特別会計を合わせまして、歳入総額74億1,860万5,641円、歳出総額69億7,506万8,072円で、歳入歳出差引額は4億4,353万7,569円となり、いずれの会計も黒字でありました。

水道事業の決算は、収益的収入及び支出で水道事業収益が4億5,326万746円、事業費用が4億2,312万8,216円となりました。また、資本的収入及び支出では、資本的収入が5,249万8,980円で、資本的支出が2億5,094万7,131円となりました。資本的支出に対する資本的収入の不足する額1億9,844万8,151円は、損益勘定留保資金、減債積立金で補填しています。

それでは、平成30年度に実施しました主な施策・事業につきまして、総合 計画の7つの大綱に沿って実績や成果を申し上げます。

1. ともに支えあう地域福祉と健康のまちづくり

社会福祉費で、障がい者、子ども、一人親家庭等の医療費助成や高齢者・ 重度心身障がい者タクシー助成を行いました。児童福祉費で、児童手当など の扶助費のほか、子ども子育て支援保健事業に取り組みました。また、私立 認定こども園への施設型給付費や津波浸水区域の保育所、幼稚園の統合にか かる法人による認定こども園建設補助を行いました。

国民健康保険では広域化に向け支障なく移行できるよう取り組みました。 保健衛生費では地域医療体制の推進や各種予防接種を実施いたしました。 なお、地域福祉計画・地域福祉活動計画、第2期明和町健康づくり計画、 自殺対策計画を策定しました。

2. 人権を尊重する思いやりのあるまちづくり

人権対策費で人権意識の普及と向上を図るため人権を守る会と連携した人

権講演会の開催や、男女共同参画の意識向上のための事業を実施しました。

また、人権センター費では、すべての町民の人権が尊重される「明るく住みよい明和町」の実現を目指し、地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点として、各種講座、講演会、体験教室、自主サークル活動等の運営や生活相談業務を実施しました。

3. 安全で人に優しい環境のまちづくり

災害対策として、南海トラフ地震などの大規模地震による大津波に備えて、 「山大淀津波避難タワー」を建設しました。また、防災行政無線屋外拡声子 局の増設も行いました。

交通安全対策では、高齢者や子どもたちなど交通弱者を対象とした交通安全教室の実施、防犯対策で、自治会が設置する防犯灯のLED化への経費助成を実施しました。

生活環境では、再生資源集団回収奨励金や生ごみ処理機等購入補助金による、減量化対策等環境共生型の地域づくりを支援しました。

4. 地域を支える活力のあるまちづくり

農業総務費で、鎮守の森プロジェクトとして防風林再生事業を実施しました。

農業振興で、被災農業者向け経営体育成支援事業と、水田土地利用活性支援助成を実施し活性化を図りました。また、県営経営体育成基盤整備事業による農業用水のパイプライン化を推進し、農作業の向上と水資源の有効活用を図りました。

農村地域の防災減災対策として、ため池の詳細調査を実施しました。

大淀漁港における水産物供給基盤機能保全事業として、航路浚渫を実施しました。

商工振興で、商工会の経営改善普及事業にかかる補助を実施、観光振興では、日本遺産や史跡公園「さいくう平安の杜」などの観光資源を有効活用し、観光客の増加に努めました。

5. 快適で機能的なまちづくり

道路整備で、社会資本整備総合交付金事業を活用して、通学路整備や狭あい道路整備の進捗を図りました。公共施設等適正管理推進事業で、町道の長寿命化のための舗装補修工事を実施しました。

公共下水道事業では、宮川流域関連公共下水道事業により、明星地区の管路施設工事を実施しました。また、公共施設用地への管路施設工事も実施しました。

上水道事業については、安全で安定的な水の供給を円滑に行うため、南部 水源地改修にかかるさく井工事を実施しました。

6. 未来を築く豊かな人間性と文化を創造するまちづくり

幼稚園・保育所・こども園の「外国語に親しむ活動」、小学校の「外国語活動」、中学校の「外国語」の授業に外国語指導助手を3名体制で推進しました。

熱中症が危惧されるなか、未設置となっていた大淀小学校普通教室への空 調設置工事を実施しました。

また、令和元年度の完成に向け中学校校舎の改築工事に着工しました。

地域未来塾授業として、中学生に学習の場を提供する「明和学びの里」を 開設しました。また、2021年の第76回国民大会の準備に向けた事業を実施し ました。

斎宮跡保存事業では、土地公有化事業や歴史的風致維持向上計画による事業推進を行いました。

7. 協働で築くあたたかいまちづくり

地方創生事業は、「明和町総合戦略」に基づき、地方創生推進交付金を活用した事業を引き続き実施しました。

まず、産学官連携地域資源開発展開事業では、皇學館大学や三重大学と連携し、日本酒、伝統文化を活用する共同研究事業の実施、また、観光DMO体制の整備や移住促進空き家リノベーションの促進に取り組みました。

ヘルスツーリズム事業では、ヘルスツーリズム導入による健康づくりのまち推進事業などを行いうとともに、ホスピタリティ人材育成事業を実施しました。

また、明和町空家等対策計画に基づき推進協議会を開催し、対策の推進を図りました。

ふるさと寄附は、全国各地からご協力をいただき、寄附金額は、約1億 4,050万円でした。

そして、町制施行60周年の記念事業として、記念式典で功労者表彰や地方 創生事業で皇學館大學に委託している、雅楽曲のお披露目コンサートの開催 や、JA多気郡や明和町商工会との共同事業「明和まつり」、斎宮小学校で のNHKの夏季巡回ラジオ体操、地域活性化をテーマにした国づくりシンポ ジウムなどを実施し、町制施行60周年を町民の皆さんとともに祝い、町の更 なる伸展を目指しました。

なお、各会計の決算状況は、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類である実質収支に関する調書のとおり、歳出の削減に努めたことなどにより、すべての会計において黒字決算とすることができました。

決算の詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算のほか7つの特別会計 歳入歳出決算は会計管理者から、また、水道事業決算は上下水道課長から説 明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申 し上げます。

〇議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりました。

決算の概要について、一般会計、各特別会計は会計管理者に、水道事業会 計は上下水道課長に説明を求めます。

まず、会計管理者。

〇会計管理者(世古口 和也) 失礼いたします。

それでは、平成30年度一般会計及び、7つの特別会計の概要について、ご 説明申し上げます。 資料は、「平成30年度明和町一般・特別会計歳入歳出決算書」及び「平成30年度歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書」に基づき、説明いたします。

「歳入歳出決算書」の、ページをおめくりいただきまして、まず、一般会 計ですが、4ページをお願いいたします。

一番下の歳入合計収入済額は、102億6,764万6,432円、2枚おめくりいただきまして8ページの同じく一番下の、歳出合計支出済額は、95億7,953万846円でございます。

歳入・歳出差引額は、別冊「歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書」の一般会計の99ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書の3. 歳入歳出差引額6億8,811万5,586円、この額から翌年度へ繰越すべき財源2億6,625万5,980円を差し引いた実質収支額は、4億2,185万9,606円でございます。

なお、翌年度へ繰越すべき事業は、教育費の中学校建設事業のほか5つの 事業でございます。

引き続き、「歳入歳出決算書」に戻っていただきまして、1ページ、2ページ歳入歳出決算書、歳入の上から順次説明をいたします。

1款・町税でございます。収入済額は、右のページですが、25億7,394万 1,035円で、予算現額に対し1億2,090万5,035円の増、収納率は94.85%で、 前年度より1.08ポイント上回っております。また、不納欠損額は992万8,038 円、収入未済額は1億2,975万1,885円であります。

2款・地方譲与税、収入済額は1億1,830万6,000円、前年度より1.47%の 増でございます。

3款・利子割交付金、収入済額は614万5,000円で、前年度より3.29%の減でございます。

4款・配当割交付金、収入済額は1,236万7,000円で、前年度より22.07% の減でございます。

- 5款・株式等譲渡所得割交付金、収入済額は991万1,000円で、前年度より 36.82%の減です。
- 6款・地方消費税交付金、収入済額は3億9,228万3,000円、前年度より 6.86%の増でございます。
- 7款・ゴルフ場利用税交付金、収入済額は622万6,403円で前年度より 0.84%の増でございます。
- 8 款・自動車取得税交付金、収入済額は4,491万9,000円で前年度より 6.17%の増でございます。
- 9款・地方特別交付金、収入済額2,373万3,000円、前年度より10.51%の 増でございます。
- 10款・地方交付税、収入済額は20億7,271万3,000円で、前年度より4.18%の増でございます。
- 11款・交通安全対策特別交付金、収入済額は221万8,000円で、前年度より 19.92%の減でございます。
 - 12款・分担金及び負担金、収入済額は210万3,500円でございます。
- 13款・使用料及び手数料、収入済額は1億5,747万9,376円で、前年度より 2.53%の増でございます。収入未済額の767万6,783円は、住宅使用料及び教 育・保育施設等使用料でございます。
- 14款・国庫支出金、収入済額は12億7,813万2,539円、15款・県支出金、収入済額は7億527万7,331円、16款・財産収入、収入済額は1,562万3,350円、
- 17款・寄附金、収入済額は1億4,286万6,064円、18款・繰入金、収入済額は6億2,873万8,000円、19款・繰越金、収入済額は5億6,165万7,106円、20款・諸収入、収入済額は6,980万6,728円、収入未済額の371万8,402円は、貸付金元利収入でございます。
- 21款・町債、14億4,320万円で、前年度より76.13%の増となっております。 以上、歳入合計収入済額は102億6,764万6,432円で、予算現額118億140万 6,000円に対しての収入率は87.00%でした。

以上で収入の説明を終わります。

引き続きまして、歳出でございます。

詳細は、歳入歳出決算書とともに、お手元に提出いたしております「平成 30年度主要施策の成果及び実績報告書」等に記載しておりますので、各款の 支出済額とその概要について、簡単にご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

1款・議会費、支出済額は8,518万7,049円で、執行率は97.30%でございます。

2款・総務費、支出済額は12億4,984万905円で、執行率96.03%でございます。

支出の主なものは、一般管理経費、総合行政システム、災害対策、地方創 生推進交付金事業、徴税費、選挙費などでございます。

3款・民生費、支出済額は30億4,251万3,612円、執行率は95.77%でございます。また、翌年度繰越額は1,470万円で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

支出の主なものは、福祉医療費助成、高齢者・障害者、子ども子育て支援、 人権センター運営費、国保・介護保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金、 保育所運営経費などでございます。

4款・衛生費、支出済額は6億4,806万8,094円、執行率は97.36%でございます。

支出の主なものは、環境衛生、予防接種・健康診査事業、伊勢広域環境組 合及び松阪地区広域衛生組合負担金などでございます。

5款・労働費、支出済額9万1,304円、執行率は91.30%でございます。

6款・農林水産業費、支出済額は4億2,975万9,033円、執行率は77.59% でございます。翌年度繰越額は1億1,845万3,000円で、農業費で農業水路等 長寿命化・防災減災事業、水産業費で水産物供給基盤機能保全事業でござい ます。 支出の主なものは、農業振興、農業基盤整備、水産振興、漁港管理費など でございます。

7款・商工費、支出済額は4,435万1,945円、執行率は97.62%で、支出の 主なものは、商工業振興、町商工会・町観光協会への補助金などでございま す。

8款・土木費、支出済額は7億1,839万7,483円、執行率は96.44%でございます。翌年度繰越額は1,910万円で、社会資本整備総合交付金事業でございます。

支出の主なものは、社会資本整備総合交付金事業、地籍調査、農集・公共 下水道特別会計への繰出金、町営住宅管理・運営費などでございます。

9款・消防費、支出済額は3億5,653万101円で、執行率は98.83%でございます。支出の主なものは、松阪地区広域消防組合負担金などでございます。

10款・教育費、支出済額は19億230万1,854円で、執行率は50.74%で、翌年度繰越額は18億1,156万1,980円で、中学校建設事業、大淀小学校空調設置事業でございます。

支出の主なものは、小・中学校、幼稚園の教育施設環境整備ほか義務的経費、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金、総合体育館・ふるさと会館指定管理委託料などでございます。

11款・公債費、支出済額は7億7,905万3,282円で、元金6億9,718万142円、 利子8,187万3,140円でございます。執行率は99.86%でございます。

12款・予備費は、不用額として1,000万円でございます。

13款・諸支出金、支出済額は1億9,341万3,000円で、執行率は100.00%で ございます。退職手当基金費ほか12の基金への積立でございます。

14款・災害復旧費、支出済額は1億3,002万3,184円、執行率は98.16%で ございます。

支出の主なものは、繰越明許費で平成29年度の農地災害復旧事業や29年度 道路橋梁災害復旧、29年度の修正小学校災害復旧事業でございます。 以上、歳出合計の支出済額は95億7,953万846円で、予算現額118億140万6,000円に対しまして、81.17%の執行率でございました。翌年度繰越費については、19億6,381万4,980円、不用額として2億5,806万174円でございました。

一般会計は、以上でございます。

引き続きまして、各特別会計の決算について、ご説明申し上げます。 まず、明和町斎宮跡保存事業特別会計の2ページをお願いいたします。 歳入合計収入済額は5億8,921万9,000円でございます。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額は5億5,965万5,680円で、執行率は91.30%でございます。また、翌年度繰越額は4,440万円で、歴史的風致維持向上計画推進事業でございます。不用額は894万4,320円でございました。

歳出の主なものは、土地の買い上げ、歴まち事業、日本遺産活用推進事業 などでございます。

次に、明和町国民健康保険特別会計の2ページをお願いいたします。 歳入合計収入済額は28億7,492万4,266円でございます。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額は27億2,641万9,193円で、執行率は95.23%でございます。不用額は1億3,658万807円でございます。

歳入の主なものは、保険税、保険給付費等交付金、一般会計からの繰入金です。保険税の収入済額は5億5,278万4,996円で、収納率は83.81%でございます。前年度より0.80%上回っております。

歳出は、保険給付費、保険事業費納付金、特定健康診査等事業費などが、 主なものでございます。

次に、明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は3,186万9,389円でございます。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額は1,516万9,190円、執行率は99.70%、不用額は4万5,810円でございます。

2ページの歳入で、貸付金等償還収入の収入済額は1,254万5,029円で、収納率は4.67%で、前年度より0.21%下回っております。

歳出の主なものは、貸付金事業に対する償還金などでございます。

次に、明和町農業集落排水事業特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は2億2,343万220円、続きまして、4ページ歳出合計支 出済額は2億1,303万4,510円、執行率は96.61%。不用額は746万5,490円で ございます。

2ページの歳入のうち、分担金及び負担金の収入未済額は397万6,900円、 使用料及び手数料の収入未済額は70万9,580円でございます。

歳出の主なものは、施設の維持管理費、償還金などでございます。

次に、明和町公共下水道事業特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は6億1,056万7,990円でございます。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額は5億6,892万9,530円、執行率は75.00%でございます。また、翌年度繰越額は1億8,100万円で、主なものは、宮川流域関連公共下水道事業の施設建設事業でございます。不用額は867万470円です。

2ページの歳入のうち、分担金及び負担金の収入未済額は321万7,000円 使用料及び手数料の収入未済額は202万220円でございます。

歳出の主なものは、施設建設工事費、維持管理費、償還金などであります。 次に、明和町介護保険特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は25億7,425万3,795円でございます。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額は23億8,420万5,698円、執行率は97.12%でございます。不用額は7,059万4,302円です。

2ページ、歳入の主なものは、保険料、国・県支出金、交付金で、保険料収入済額は5億3,141万2,534円で、収納率は98.89%で、前年より0.18%上回っております。

歳出の主なものは、介護サービスなどの保険給付費、介護予防などの地域

支援事業費でございます。

次に明和町後期高齢者医療特別会計の2ページをお願いいたします。

歳入合計収入済額は5億1,434万981円、続きまして4ページ、歳出合計支 出済額は5億765万4,271円、執行率は99.04%でございます。不用額は494万 5,729円でございます。

2ページの歳入の主なものは、保険料と一般会計からの繰入金で、保険料 収入済額は1億7,520万9,274円でございまして、収納率は99.10%で、前年 より0.03%下回った結果でございます。

歳出の主なものは、療養給付費負担金などでございます。

以上で、平成30年度明和町一般会計及び各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上 げます。

- **〇議長(北岡 泰)** 続きまして、上下水道課長。
- **〇上下水道課長(堀 真)** 失礼いたします。

それでは、私のほうから明和町水道事業の決算について、ご説明をさせて いただきたいと思います。

お手元にこのような決算書、別冊でございますので、こちらのほうをご参 照していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まずお手元にございます、明和町水道事業決算書の1ページから11ページ までが決算書でございます。

続いて、決算付属書類が12ページから29ページまで、決算参考資料といた しまして30ページから34ページまでとなっておます。

この決算書を中心に説明させていただきたいと思います。

それでは、まず決算書の1ページ、決算報告書をご覧いただきたいと思います。なお、この決算報告書、単位は「円」で消費税を含んでおりますので、 ご了承願いたいと思います。 収益的収入及び支出の収入の部でございます。

第1款・水道事業収益、2ページになりますが、決算額は4億5,326万746 円でございます。

内訳は、第1項・営業収益、決算額3億7,022万9,130円で、予算額より890万9,130円の増となりました。水道収入の増が主な要因となります。

第2項・営業外収益、決算額8,270万9,286円で、予算額より40万714円の減となりました。こちらにおきましては、給水加入金の減が主な要因となっております。

第3項・特別利益、決算額は 32万2,330円で、予算額より32万1,330円の 増となりました。

続きまして支出の部でございます。

第1款・水道事業費用、決算額は4億2,312万8,216円です。内訳は、第1項・営業費用が、決算額3億6,746万8,561円で、不用額が679万439円となりました。不用額の主なものは、受水費、修繕料、委託料でございます。

第2項・営業外費用、決算額は5,563万2,155円で、不用額が358万4,845円 となりました。これは、主に一時借入金利息の不用分でございます。

第3項・特別損失、決算額は2万7,500円で、不用額が47万2,500円でございます。過年度水道料金の減免等に係る欠損分等の残でございます。

第4項・予備費、決算額は0円でございます。

なお、この収益的収入及び支出の詳細につきましては、決算付属書類18ページ、23ページ、水道利益費用明細書に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に3ページ、資本的収入及び支出の収入の部でございます。

第1款・資本的収入、4ページでございますが、決算額が5,249万8,980円です。内訳は、第1項・他会計補助金、決算額は0円でございます。

第2項・出資金、一般会計繰出金でございます。、決算額は4,340万7,000 円で、予算額に比べ7万3,000円の減でございます。 第3項・工事負担金、決算額が909万360円で、予算額より109万360円の増となりました。水道管移設工事等の負担金の精算によるものでございます。

第4項・雑収入、決算額1,620円でございます。

次に支出の部でございます。

第1款・資本的支出、決算額は2億5,094万7,131円、内訳は、第1項・建設改良費、決算額が8,383万4,209円で、不用額が1,855万4,791円となりました。工事請負費等の入札差金でございます。

第2項・企業債償還金、決算額が1億6,711万2,922円で、不用額が78円となりました。なお、中段の※でございますが、資本的収支の決算額で、支出に対する収入不足分1億9,844万8,151円は、損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金に補填させていただいております。

次に5ページ、水道事業損益計算書を説明させていただきます。この計算 書につきましては、消費税は含まれておりません。

1 営業収益は、(真ん中の列のところでございます)合計が 3 億4,285万 8,553円でございます。

2 営業費用が、合計が 3 億5,742万8,597円、差し引きすると、マイナスで、 1,457万44円の営業損失となりました。

3 営業外収益は、合計が8,176万3,206円、4 営業外費用は、合計が3,896万5,255円で、差し引きが4,279万7,951円のプラスとなります。これを、営業損失1,457万44円と差し引きさせていただきまして、2,822万7,907円の経常利益となりました。

5 特別利益は29万8, 455円で、6 特別損失が2万5, 458円、これを経常利益から差し引きさせていただきまして、2,850万904円が、平成30年度の純利益でございます。

その下の、未処分利益剰余金変動額ですが、減債積立金を資本的支出の財源に充当した分が、会計処理上、未処分利益剰余金に戻る格好となっております。

純利益分と合せた当年度未処分利益剰余金は、6,099万9,844円になります。 先ほど議案第57号でお認めいただいた金額となります。

次に6ページ、水道事業会計貸借対照表をご説明させていただきます。

資産の部でございます。まず1固定資産、有形固定資産合計が53億9,530 万2,316円でございます。

有形固定資産明細は、2列目にも出ておりますが、詳細が決算付属書類24ページ、25ページに、記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

2流動資産合計は5億7,823万1,176円、内訳は、現金預金、未収金、貯蔵品、その他流動資産でございます。未収金の内訳は30ページに記載してございます。

固定資産と流動資産の合計額が資産合計で、59億7,353万3,492円となります。

次に、負債の部、3固定負債の合計が14億2,046万6,894円でございます。 内訳は企業債でございます。

4流動負債の合計が2億2,742万5,868円、内訳の主なものといたしまして、 未払金、その他流動負債、企業債、引当金でございます。

(5) の企業債は、翌年度元金償還額分を固定負債から分離し、流動負債として計上させていただいているものでございます。

5 繰延収益の合計でございますが、10億8,718万6,570円、固定負債、流動 負債、繰延収益を合計したもので、負債の部合計は、27億3,507万9,332円で ございます。

次に、資本の部でございます。 7ページをご覧いただきたいと思います。 6 資本金合計が21億1,539万5,291円、内訳は、自己資本金でございます。 7 剰余金合計が10億6,205万9,025円、内訳は、資本剰余金と利益剰余金で す。

資本金合計と剰余金合計を合わせた資本合計が、32億3,845万4,160円で、

この資本合計と、6ページの負債合計27億3,507万9,332円を合わせた額が、 負債資本合計59億7,353万3,492円となり、資産合計と一致いたします。

次に、8ページ、キャッシュフローのご説明をさせていただきたいと思います。この計算書は、現金の収入・支出に関する経営状況を把握するため作成させていただいておるものでございまして、資金期末残高の金額が5億1,076万3,870円は、6ページ貸借対照表の流動資産内の現金預金の金額と同額となります。

次に、9ページ剰余金計算書の説明をさせていただきます。

表の上段2列目、前年度処分額で、10ページの方になりますが、昨年の9月定例会で議会でお認めいただきました。未処分利益剰余金3,249万8,940円を減債積立金に積立をさせていただきました。減債積立金は、年度末に起債償還財源に充当いたしましたので、年度末残高は0円となります。また、この分が再度未処分利益剰余に計上され、当年度純利益2,850万904円と合わせて、6,099万9,844円が未処分利益剰余金残高となっております。

その他の科目については、表中段部の処分後残高から、当年度変動額を差し引きして、当年度末残高となっており、残高の金額は、7ページの貸借対照表と一致いたします。

続きまして11ページ、剰余金処分計算書でございます。

これにつきましては、本議会で議決していただきましたので、同処分案の とおり会計処理をさせていただきたいと思います。

次に、決算付属書類の説明をいたします。

12ページの事業報告書、平成30年度の主な工事は、公共下水道事業等に伴 う水道管移設工事、配管工事、計量法に基づく量水器取替工事等を実施いた しました。各工事の詳細につきましては、13ページの工事施工状況を後ほど ご覧いただきたいと思います。

次に14ページ、業務量といたしまして、給水戸数と給水人口、給水契約の 内訳、また公設消火栓の設置状況につきまして、本年度と前年度の状況を記 載させていただいております。

15ページにつきましては、配水状況、水源地の電気使用量、塩素補充量の、2カ年の記録させていただいております。

16ページ、17ページは、指定給水装置工事事業者の一覧でございます。平成31年3月31日現在で、171の業者が登録しております。

18ページ、19ページは、事業収入、事業に関する事項でございます。先に報告した事項の内訳になりますので、省略させていただきます。

次に20ページ、21ページ、重要事項の要旨になります。工事請負契約の中で金額が高額なもの計上させていただいております。

企業債及び一時借入金の概況でございますが、本年度につきましては、借入はございませんでしたので、平成29年度償還金を差し引いた本年度末残高は15億8,142万6,826円でございます。これにつきましては、26ページから29ページが企業債明細書となっております。29ページの下段、未償還残額15億8,142万6,826円と一致させていただくものでございます。

戻っていただきまして、22、23ページも報告事項の内訳ですので、省略いたします。

次に24ページ、固定資産明細書でございます。

有形固定資産明細書でございますが、当年度の増加と減少を差し引きさせていただきまして、年度末現在額が81億4332万2,730円となります。

減価償却累計額については、累計で27億4802万414円でございます。年度 末償却未済高は53億9,530万2,316円でございます。この額が6ページ貸借対 照表の固定資産合計額となります。

26ページから29ページには、先ほど見ていただきました、企業債の明細書をつけております。

以上が、決算付属書類でございます。

次ページには決算参考資料をつけさせていただいております。

30ページに、未収金内訳、年度別水道料金未収一覧、31から32ページに固

定資産一覧、33ページに補填財源残高調書、34ページに過去3カ年度の事業 概要推移表を添付してございます。

以上で、平成30年度明和町水道事業決算の説明を終わらさせていただきます。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) これで、決算の概要説明を終わります。

◎監査委員の補足説明

○議長(北岡泰) 続きまして、西口代表監査委員に意見書の補足説明を 求めたいと思います。

西口代表監査委員、登壇願います。よろしくお願いします。

〇監査委員(西口 和之) 失礼いたします。監査委員の西口でございます。 よろしくお願い申し上げます。

議長より指名をいただきましたので、平成30年度決算審査の補足説明をさせていただきたいと思います。

ただ今、上程されました平成30年度の一般会計、特別会計及び水道事業会 計についての審査意見書につきましては、議案書に添付させていただきまし たので、後ほどご覧いただければと思っております。

去る7月12日から8日間の日程で、綿民監査委員とともに、平成30年度の 一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算と、各基金の運用状況の審査を 実施いたしました。

審査にあたっては、関係課長より決算概要や主な事業の成果について説明を受けた後、係長及び職員の皆さまからの説明とともに、関係諸帳簿あるいは証拠書類等の照合を行いながら、慎重に審査をさせていただきました。

審査の結果は、計数的に誤りなく処理されていることを認めましたので、

ここに報告をさせていただきたいと思います。

審査の中で、特に今後の行政運営に活かしていただきたい、また、留意すべきだと思われる事項について、補足をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入面でございますけれども、毎年、議員の皆さま方からも指摘が されております、町税、保険料、貸付金及び使用料などの収納状況につい ては、現状の社会状況を考えると一層厳しくなっておりますが、担当所管課 は勿論のこと職員全体の問題として捉えられ、未収金解消を遂行し、その努 力の結果が見受けられました。今後も継続してより一層の未収金の解消を願 うものであります。

しかし、町税の収納状況は過年度滞納分を含めると収納率94.57%で、昨年度に比べて1.16%の増となったものの、依然自主財源の確保が課題となっております。

引き続き、税負担の公平性・受益者負担の観点から、納税・納付に対する 理解を求めていただくとともに、さらなる努力をお願いしたいところでござ います。

次に、歳出につきましては、会計規則及び関係法令に準拠し支出されておりました。事務的な細かな指摘事項は、各課長等をはじめ全職員に周知していただくよう申し入れをいたしましたが、特に、予算計上の趣旨を十分に理解し、事務事業の内容を的確に把握し、効率・効果的で健全な財政運営にあたられるよう、強く要請をいたしました。

歳入歳出全般的には、適切な財政運営に努められております。

しかし、平成30年度は、実質単年度収支は赤字であります。経常収支比率が92.7%でありました。いわゆる弾力性を失いつつある状況であるのではないかと、財政硬直化の姿を物語っているのではないかと危惧するところでございます。今後の財政運営により一層努力をお願いするところであります。

また、町債の累積額が特別会計を含めますと約155億7,400万円となること

から、今後の影響が危惧されるところであります。事業の必要性等を十分に 勘案し、その抑制に努められるよう要請をいたしました。

なお、基金残高が減少しており、将来的な公共施設の建て替え等を考慮し、 取り崩しにつきましては、慎重に対応されるよう要請をいたしました。

人事管理については、効率的な組織運営を行うよう工夫していただくこと、 また、健康管理及びワークライフバランスの推進に向け、時間外勤務の抑制 や年次有給休暇の積極的な取得に努めるとともに、増大する業務に対応する ために、必要に応じた職員の増員や嘱託職員の採用など、適正な人員配置を 進めるよう提言を行いました。

地方自治体は、人口急減・超高齢化への対応に加え、大規模地震等の災害 に万全の対策を講じ、地域住民が安全に安心して暮らすことができる豊かな 地域社会を創造し、かつ持続していかなければならない前提であります。

また、今後、老朽化が進む学校施設など、公共施設等の維持管理及び改築にかかる費用の増大が懸念されるなか、財政運営に求められることは、行財政改革の趣旨に基づき、各事業を含めた施策の見直しと改善、また、新規財源の確保、事務の簡素・効率化、経費節減のための内部努力と職員の意識改革であると考えます。

第5次総合計画の基本理念である「人と地域の活力の創造」を目指し、地域の活力を高める絆を育みながら、住民等と行政の協働による本町の特性を活かし、活力のあるまちづくりができるよう、健全財政の堅持になお一層の取り組みをお願いするところでございます。

これからも、すべての町民が、この町に夢と希望を持ち続け幸せを実感できるような「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな"和のまち明和"」を目指されることを要望し、補足説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎認定第1号の質疑

○議長(北岡 泰) 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑につきましては、この後、特別委員会を設置のうえ、特別委員会に付託し、詳細な審査をお願いする予定をしておりますので、各会計とも歳 入歳出全般を対象に質疑をお願いいたします。

まず、認定第1号 平成30年度明和町一般会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで認定第1号 の質疑を終わります。

◎認定第2号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、認定第2号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いいたします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡泰) 質疑される方がないようですので、これで認定第2号の質疑を終わります。

◎認定第3号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、認定第3号 平成30年度明和町国民健康 保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いいたします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで認定第3号の質疑を終わります。

◎認定第4号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、認定第4号 平成30年度明和町住宅新築 資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで認定第4号の質疑を終わります。

◎認定第5号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、認定第5号 平成30年度明和町農業集落 排水事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで認定第5号 の質疑を終わります。

◎認定第6号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、認定第6号 平成30年度明和町公共下水 道事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで認定第6号 の質疑を終わります。

◎認定第7号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、認定第7号 平成30年度明和町介護保険 特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで認定第7号 の質疑を終わります。

◎認定第8号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、認定第8号 平成30年度明和町後期高齢 者医療特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで認定第8号の質疑を終わります。

◎認定第9号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、認定第9号 平成30年度明和町水道事業 決算認定の質疑を行います。

質疑は収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで認定第9号 の質疑を終わります。

以上で、一括上程した議案の質疑を終わります。

◎決算認定の常任委員会付託

〇議長(北岡 泰) お諮りします。

一括上程した各議案につきまして、さらに詳細な審査を願うため、先日ご 協議いただきましたように、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を 設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、本件につきましては、12人の委員をもって構成する決算特別委員 会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

○議長(北岡 泰) 委員名簿を配布する間、暫時休憩をいたします。

(午後 2時 20分)

○議長(北岡 泰) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 22分)

◎決算特別委員会の委員の選任

○議長(北岡 泰) お諮りします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきまして、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任 することに決定いたしました。

ただいま決定しました、決算特別委員会の正副委員長の選任につきましては、慣例によりまして、総務産業常任委員会の正副委員長を選任することに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、決算特別委員長に伊豆千夜子議員、副委員長に髙橋浩司議員を選 任することに決定しました。

なお、決算特別委員会は9月12日、13日、17日の、それぞれ9時から開催 をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第70号の上程~採決

○議長(北岡 泰) 日程第50 議案第70号 令和元年度 国体−2 明和 町総合グラウンド大規模改修工事 請負契約を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(世古口 哲哉) ただいま上程されました、議案第70号 令和元年度 国体−2 明和町総合グラウンド大規模改修工事 請負契約につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る9月9日に執行いたしました一般競争入札により、落札した 業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並び に議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の 規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の

上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(浅尾 恵次) それでは、議案第70号 令和元年度 国体-2 明和町総合グラウンド大規模改修工事 請負契約の詳細説明を申し上げます。 本日お配りをいたしました、追加議案書の2ページをご覧ください。

契約の目的は、令和元年度 国体-2 明和町総合グラウンド大規模改修 工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札です。

契約金額は1億7,248万円、うち消費税が1,568万円でございます。

契約の相手方は、愛知県尾張旭市狩宿新町2丁目27番地 株式会社中京スポーツ施設 代表取締役 川岸信一でございます。

それでは、追加資料の1-4-1をご覧ください。

工事の名称は、記載のとおりでございます。

入札日時は、令和元年9月9日、午後2時でございます。

入札結果は、下の表のとおり2社による一般競争入札の結果、株式会社中 京スポーツ施設が1億5,680万円で落札をいたしました。

次のページをご覧ください。

請負金額は、消費税を含めて1億7,248万円でございます。設計金額は消費税を含むが2億287万4,100円、消費税抜きが1億8,443万1,000円でございます。

予定価格は、消費税含むが1億9,800万円、消費税抜きが1億8,000万円で ございます。

最低制限価格は、消費税含むが1億3,200万円、消費税抜きが1億2,000万円でございます。落札業者は記載のとおりでございます。

工期は契約の日から、令和2年2月28日限り、工事場所は、明和町大字大

淀地内でございます。

工事の概要につきましては、教育総務課長からご説明いたします。

- 〇議長(北岡 泰) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(西尾 仁志) 工事の内容を追加分の資料に基づいて、ご 説明をさせていただきます。

まずこちらの追加分の資料の12-2-1ページをご覧ください。この12-2-1ページにつきましては、現状の平面図となっております。左上にございます、明和町総合グラウンド既存建築物等解体処分となっております。

それでは、内容でございますけれども、こちらの図面の一番左側のほうを ご覧いただきますと、旧のテニスコート舗装解体、その下に駐車場の舗装解 体、そしてちょっと右へいきますと、倉庫の解体、そして真ん中の上のほう をご覧いただきますと、グラウンド照明の撤去6基、ダックアウトの解体、 ダックアウトいわゆるベンチでございます。

その下にバックネットの解体、この図面の下のほうに、ネットフェンスの 撤去となっておりまして、老朽化した施設の解体処分をする工事を、まず掲 載をさせていただいております。

次の12-2-2ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらにつきましては、明和町総合グラウンドの整備概要となっております。こちらの平面図でございますけれども、整備工事はこちらのページの真ん中をご覧いただきますと、グラウンドの舗装、いわゆる土の入れ換え等をですね、行いまして1万1,000㎡にわたり実施をさせていただく予定です。他、図面の右上の方をご覧いただきますと、現在使用している照明につきましては、水銀灯及びナトリウム灯でございますため、LEDのものに交換いたしまして、元の配線とか操作盤の交換も行う予定でございます。

次に、図面の右下に位置する現在のバックネットの裏が、非常に狭いような状態でございまして、大会の時に本部席や記録席を設置できないといったために、バックネットとホームベース全体をですね、前といいますか、北東

の方面へ持っていくような形になります。

これにより左右のダックアウト、いわゆるベンチの位置も変わり新しくなってまいります。また、こちらのバックネット裏の地面のほうにつきましては、現在は水はけの悪い土となっておりますけれども、貼りコンクリートに変更をさせていただきます。

球場の周りを囲む防球ネットにつきましては、国体においてファウルボール等のグラウンド外への飛球を避けるために、高さを現在の8mから15mに上げます。後現在は、倉庫がグラウンド内にございますけれども、試合の支障になる可能性が大きいため、北側の駐車場に移設をしまして、駐車場の舗装も行い関係者駐車場として使いやすくさせていただく予定でございます。

工事の内容は以上でございます。

〇議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

- ○1番(髙橋 浩司) すいません。資料の1-4-1でご説明いただきましたが、これは指名競争ではなく一般競争入札ということで、6社のほうから申し込みがあったということかと思うんですが、そのうちの4社が町内3社、町外1社、4社が辞退するというのが、ちょっとわからないんですけども、工期が2月28日ですか、その工期の設定とか、何かわけがあってのことでしょうか。わかる範囲でちょっとお答えください。
- ○議長(北岡 泰) 髙橋議員の質問に対する答弁、総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) 町内の3社の辞退届けにつきましては、正確な 見積りができないためということで、辞退届けをいただいております。また、 町外の1社の辞退につきましては、県の発注工事を受注したため、管理技術 者が配置できなくなったということで、辞退届けをいただいているところで ございます。
- **〇議長(北岡 泰)** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

髙橋議員。

- ○1番(髙橋 浩司) 町内3社が正確な見積りができないとういうは、ちょっと違和感があるというか、今後の入札に関してのこともあるんで、一応というか、その辞退された業者さんに聞き取りをしてもらうなど、何か原因が特段見積りに関して、あったのかどうかというのも確認してもらったらどうかなというふうに思います。要望です。
- **〇議長(北岡 泰)** 要望でよろしいですか。 他に質疑される方はございませんか。

14番 中井議員。

O14番(中井 啓悟) すいません。関連です。

正確な見積りができないと、先ほども言われたんですけども、その見積りの資料的なものというのが、きちんとこのとられたところは、おそらく専門的にこういうことをやっておるとこなんかなと思いますんで、町内業者さんはそこら辺は専門ではないというふうなところで、そういったところも考えながら、その見積り依頼というのをあげてもらったのかどうか。こういうやったことないとこでもわかるような、そういうような対応というのは、してもろとったのかどうかと、合わせてこれ見させてもらうと、解体舗装という部分がありますやんか、それでこういうの例えば誰でも町内業者というのは、やっぱり仕事をやって欲しいという気持ちがある中で、こういうのを分離して、専門的なところと町内業者さんでも、割とやりやすい仕事というのを分離して発注するということはできるのかどうか、お伺いいたします。

- **〇議長(北岡 泰)** 中井議員の質問に対する答弁、総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) 町内業者でも見積りにつきまして、質問を事前 にいただいておりました。この質問に対しましては、丁寧な回答をしたとこ ろでございますけども、工事の積算を行うにあたって、一部専門的な部分に ついて見積りを、建築なんかの場合なんかでもそうなんですけども、見積り

を徴さなければならないというような部分がございまして、そちらの見積りがなかなか正確にとってもらうことができないというような内容というふうに聞いております。

分離発注の件に関しましては、本来こういったグラウンドの維持、グラウンドの整備とフェンスですか、こういった工事はスポーツ関係施設の業者へ、専門的な業者への発注となるんですけども、工期の関係でありますとか、その工事の段取りとか、そういった関係から今回、一括して発注をさせてもらいましたけども、今後は議員が言われますように、分離発注ということも、また考慮にしていきたいというふうに思います。

○議長(北岡 泰) 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

- **○14番(中井 啓悟)** 今後も丁寧な対応をお願いして、要望とさせていただきます。お願いします。
- **〇議長(北岡 泰)** 他に質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第70号 令和元年度 国体-2 明和町総合グラウンド大規模改修工事 請負契約を採決します。

議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程~採決

- ○議長(北岡 泰) それでは、日程第51 議案第71号 令和元年度 教総 -16 明和中学校新校舎備品購入 請負契約を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(世古口 哲哉) ただいま上程されました、議案第71号 令和元年 度 教総−16 明和中学校新校舎備品購入 請負契約につきまして、その提 案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る9月9日に執行いたしました指名競争入札により、落札した 業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定並び に議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の 規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(浅尾 恵次) それでは、議案第71号 令和元年度 教総−16 明和中学校新校舎備品購入 請負契約の詳細説明を申し上げます。

本日お配りをいたしました、追加議案書の4ページをご覧ください。

契約の目的は、教総-16 明和中学校新校舎備品購入 請負契約でござい

ます。

契約の方法は、指名競争入札です。

契約金額は2,805万円で、うち消費税が255万円でございます。

契約の相手方は、多気郡大台町新田242番地1 株式会社誠文社 所長高 山富生でございます。

それでは、追加資料の1-3-4をご覧ください。

契約の目的は、記載のとおりでございます。

入札日時は、令和元年9月9日、午後2時20分でございます。

入札結果は、下の表のとおり3社による指名競争入札の結果、株式会社誠 文社南勢営業所が2,550万円で落札をいたしました。

次のページをご覧ください。

請負金額は、消費税を含めて2,805万円でございます。設計金額は消費税を含むが4,167万5,700円、消費税抜きが3,788万7,000円でございます。

予定価格は、消費税含むが4,167万5,700円、消費税抜きが3,788万7,000円 でございます。

なお、最低制限価格は、備品のため設定しておりません。

落札業者は記載のとおりでございます。

納期は契約の日から、令和元年12月27日限り、納入場所は、明和町大字坂本地内でございます。

備品の概要等につきましては、教育総務課長から説明いたします。

- **〇議長(北岡 泰**) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(西尾 仁志) 今回、契約の予定でございます明和中学校 の新校舎備品購入の請負契約の詳細説明を申し上げます。

資料につきましては、先ほど同じく追加資料の12-1-1ページをご覧ください。

まず新しい中学校で使用いたします購入備品につきましては、現在の中学 校で不足するものや、老朽化で使用に難がある備品などの買い替えといった ものでございまして、設置場所につきましては、上にございますとおり、普通教室、特別支援教室、特別教室、職員室、会議室のほかにもですね、一応ご説明させていただきますと、多目的室やギャラリー、支援室や地域連携室などでも使用することとなります。

一応参考写真がございますので、こういったものを椅子とか机、什器につきましては、こういったものが入るといったものでございます。

どうぞご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第71号 令和元年度 教総-16 明和中学校新校舎備品購入 請負契約を採決します。

議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございました。

起立全員です。

従って、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程~採決

○議長(北岡 泰) それでは、日程第52 議案第72号 令和元年度 教総 −17 明和中学校新校舎生徒用机・椅子備品購入 請負契約を議題といた します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(世古口 哲哉) ただいま上程されました、議案第72号 令和元年 度 教総−17 明和中学校新校舎生徒用机・椅子備品購入 請負契約につ きまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る9月9日に執行いたしました指名競争入札により、落札した 業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定並び に議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の 規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(浅尾 恵次) 議案第72号 令和元年度 教総−17 明和中学 校新校舎生徒用机・椅子備品購入 請負契約の詳細説明を申し上げます。

本日お配りをいたしました、追加議案書の6ページをご覧ください。

契約の目的は、令和元年度 教総-17 明和中学校新校舎生徒用机・椅子 備品購入約でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は1,314万5,000円で、うち消費税が119万5,000円でございます。

契約の相手方は、多気郡大台町新田242番地1 株式会社誠文社 所長高 山富生でございます。 それでは、追加資料の1-4-5をご覧ください。

契約の目的は、記載のとおりでございます。

入札日時は、令和元年9月9日、午後2時30分でございます。

入札結果は、下の表のとおり5社による指名競争入札の結果、株式会社誠 文社南勢営業所が1,195万円で落札いたしました。

次のページをご覧ください。

請負金額は、消費税を含めて1,314万5,000円でございます。設計金額は消費税を含むが1,601万1,600円、消費税抜きが1,455万6,000円でございます。

予定価格は、消費税含むが1,601万1,600円、消費税抜きが1,455万6,000円 でございます。

なお、最低制限価格につきましては、備品のため設定をしておりません。 落札業者は記載のとおりでございます。

納期は契約の日から、令和元年12月27日限り、納入場所は、明和町大字坂本地内でございます。

備品の概要等につきましては、教育総務課長からご説明をいたします。

- 〇議長(北岡 泰) 教育総務課長。
- **〇教育総務課長(西尾 仁志)** それでは、この入札の備品の概要について、 詳細説明を申し上げます。

資料は先ほど同じく12-1-1ページの下の部分でございます。

設置場所につきましては、普通教室、特別支援教室、特別教室でございまして、机や椅子の規格については、現在使用の旧JIS規格ではなく、新JIS規格でございます。これは生徒の体格が良くなっていることや、近年、教科書等の規格が大きくなっていることからの対応となっております。

また新校舎では、教室自体の面積が広がっていることから、こういった新 JIS規格の机・椅子でも対応可能となるものです。なお、購入数につきま しては、机が873、椅子は839脚です。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 10番 樋口議員。
- ○10番(樋口 文隆) これは指名競争入札ですよね。前回もそうなんですけども、やっぱり辞退者が5事業者も出てくるんですよね。これは審査会でどのように指名しておるんですか。ちょっとその辺と、あとのやっぱりこの前の議案もそうなんですけども、対策はどういうふうにされるのかお示しください。
- ○議長(北岡 泰) 樋口議員の質疑に対する答弁、総務課長。
- ○総務課長(浅尾 恵次) 備品購入でございまして、ということから指名 競争入札ということをさせていただきました。それで先ほどもそうやったん ですけども、辞退者がこの備品の購入についても出ておりますのは、中学3 年生が極力新校舎へ入ってもらいたいという気持ちもございまして、そのた めに備品もきちっと揃えた上でというようなことがございまして、納期のほ うがちょっと非常に厳しい状況になっておりますので、辞退者が出たという ことでございます。
- ○議長(北岡 泰) 答弁が終わりました。
 再質問はございますか。

樋口議員。

- **○10番(樋口 文隆)** 意味合いはわかるんだけど、それを託して指名しておるわけですから、今後のいろいろつきあいもございますやろね。やっぱりその辺の辞退者が少ないほうがいいと思うんで、よろしくお願いしたいと思います、要望で。
- **〇議長(北岡 泰)** 要望よろしくお願いいたします。

他に質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

〇議長(北岡 泰) 質疑される方がないようですので、これで質疑を終わ

ります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第72号 令和元年度 教総-17 明和中学校新校舎生徒用 机・椅子備品購入 請負契約を採決します。

議案第72号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

〇議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(北岡 泰) これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 2時 45分)